琉球大学学術リポジトリ

「琉球国要書抜粋」について：史料翻刻と紹介（上）

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学人文社会学部琉球アジア文化学科
	公開日: 2021-04-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 豊見山, 和行, Tomiyama, Kazuyuki
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48201

「琉球国要書抜粋」について―史料翻刻と紹介―（上）

豊見山　和　行

一　「琉球国要書抜粋」と「石室秘稿」について

「琉球国要書抜粋」は、幕末の薩摩藩士・市来四郎による収集・写本史料の一つである。本史料は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「石室秘稿」中の一点である。

「琉球国要書抜粋」の書誌について記すと、法量はタテ二六センチ、ヨコ一九センチ、紙質は楮紙、形状は袋とじである。「琉球国要書抜粋」は四冊からなり、第一冊目の表紙右肩に「291787／1／昭和28年3月16日」のラベルがあり、墨付きは六七丁である。同じく第二冊目は「291788／1／昭和28年3月16日」のラベルがあり、墨付きは六三丁。第三冊目は「291789／1／昭和28年3月16日」のラベルで墨付きは八二丁。第四冊目は「291790／1／昭和28年3月16日」のラベルで墨付きは七七丁となっている。

「石室秘稿」に関して、同憲政資料室のWEBサイトによると、資料形態（原資料）、数量（一、一一六点）、書架延長（八、七m）、旧蔵者（市来四郎いちきしろう）、旧蔵者生没年（一八二八～一九〇三）、受入公開（一九五三年、個人より譲渡）とある。さらに、その主な内容として「石室秘稿は、市来四郎の収集資料。島津斉彬の側近、市来四郎が収集した幕末維新関係資料や、薩摩関係資料の写本。大半が和綴の冊子で墨書で記される。日記、西郷隆盛などの薩摩藩関係者の資料、会津戦争日記、外国関係資料など内容は多様」と、ごく簡略な紹介に止まっている（https://mavi.ndl.go.jp/kensei/entry/sekishitsuhikou.php）。膨大で多種多様な史料群が一括して「石室秘稿」と命名

されているが、同ＷＥＢサイトには、その名称の由来や史料群の来歴等に関する説明は見られない。

その手がかりは、市来四郎本人の「市来四郎君自叙伝」（一八七八年起稿、一九〇四年頃脱稿、以下「自叙伝」とする）を『史談会速記録』に分載するに当たって、元島津家家令の東郷重持による次の記述から得られる。

「…幸に市来氏は壮年以来一日も怠なく日誌を記し、内外の事故悉く之を類記し、石室秘稿と名付け、数百巻を貯ひらる」（「市来四郎翁之伝記（附録）一」『鹿児島県史料　忠義公史料　第七巻』鹿児島県維新史料編さん所、一九七九年、九〇五ページ）。

すなわち、市来は壮年以来、日記を記し続けていたこと、さらに内外の事件を「類記」し、数百巻にのぼる史料群を「石室秘稿」と本人が命名していたとする。右の数百巻に上る史料数と現在所蔵する憲政資料室の点数（一、一一六点）との関係は不明である。

安藤保氏によると、「石室秘稿」以外の市来による編纂物は次のとおりである。「斉彬公言行録」（刊行本は『島津斉彬言行録』）、『照國公文書』、「忠義公史料」・「斉彬公史料」・「斉宣公史料・「斉興公史料」（『鹿児島県史史料』で刊行）、「島津家国事鞅掌史料」、「旧邦秘録」、「旧邦秘録材料」などである（「解題」『鹿児島県史料　市来四郎史料一　玉里島津家史料補遺』鹿児島県歴史資料センター黎明館編、二〇一九年、六ページ）。市来は膨大な編纂史料を作成し、その一群に「石室秘稿」があり、その中に「琉球国要書抜粋」四冊が含まれているという関係になる。

二　市来四郎と琉球の関係

市来四郎は、二度琉球へ渡航している。一度目は、一八五七年（安政四）一〇月にフランスから軍艦を購入する

目的で渡航し、約一年ほど滞在し、翌年（五八年）十一月に帰国した。その顚末については、上原兼善『黒船来航と琉球王国』（名古屋大学出版、二〇二〇年、二五七～二六九ページ）に詳しいため、ここでは割愛する。

ただ、上原氏は市来四郎が琉球では「伊知良親雲上」と変名していたとするが（同右、二六三ページ）、前述の「自叙伝」では「密命の如く姿を琉官に妝（装）ひ、名を市地良親雲上と変し」（前掲『鹿児島県史料　忠義公史料第七巻』九三四ページ）とある。市来自身が「市地良親雲上」としており、上原氏が「伊知良親雲上」とするのは再検討の必要があろう。

市来の二度目の琉球渡航は、一八八六年（明治十九）であった。前掲「自叙伝」（同一〇一三ページ）に、次のようにある。

五十九歳、明治十九年丙戌三月日（未詳）、忠義・忠済二公、汽船豊瑞丸にて琉球及大島諸島を漫遊せらるゝことあり、予も随行す、専ら琉球に関する史料を蒐集す、島津家の漫遊ハ、同島津家へ所属以来、初めての事なりし故、該地上下官民歓迎最も鄭重なり、居る事凡そ十日間、帰航中大島各所に寄港し、口之永良部島にも碇泊巡航せられ、五月鹿児島に帰着したり、旅行日記ハ別に載す、

予ハ去安政四年、斉彬公の内命を奉し、琉球に渡海し、同島滞泊の仏国人と軍艦購入等の件を協定し、其実行を俟ちつゝある間に、翌五年八月同公薨去あり、中途帰藩を命せられ、同年十一月空しく該地を去りし以来、三十一年目にして、再ひ該地に渡海し、既往の来歴を顧み、転た感慨に堪へさるなり、特に今回渡海の目的ハ、斉彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ひ、事々物々旧跡を尋ね往時を思ふ、追想益々感慨を深ふせり、

この渡航は、旧藩主の島津忠義と忠済に随行してのものであったこと、島津家の旧藩主が歴史上、琉球を初めて漫遊したこと、琉球からの帰航時には奄美大島や口之永良部島へも寄港していたこと等、興味深い記述が見られる

が、ここでは市来の目的に着目したい。すなわち、「専ら琉球に関する史料を蒐集」したこと、それは斉彬公と関連する「史料蒐集」を命ぜられていたことによるものであった。

このことから、「琉球国要書抜粋」に関連する史料蒐集は、この琉球渡航時に実施されていたと推測される。

三　若干の内容紹介

「琉球国要書抜粋」第一冊目の特徴は、薩摩藩と琉球王府間の往復文書から構成されている点にある。年代は一六九八年（康熙三十七）から一七二三年（雍正元）に及ぶ文書がほぼ年代順に配列されている。

第二冊目は、「琉球人江可相尋条々之写」として琉球の開闢と国王名および琉球の国政要覧に類する部分と「大清道光拾八年戊戌八月十二日　仲秋之宴ニ付　両勅使様御登城之時、踊之次第」から構成されている。後者は、いわゆる戌の冠船（一八三八年）時の組踊関係史料である。同文書の末尾に「右、仲秋宴幷重陽宴之時、躍番組人数書、着付如斯御座候」とあることから、仲秋と重陽宴における躍り番組の人数書（詞章）と着付けが記載されている。

後者については、池宮正治氏によって「石室秘稿所収の戌の冠船芸能史料―翻字と解説―」において、すでに全文の翻刻・紹介がなされている（『平成六年度　沖縄振興開発計画推進調査報告書　「組踊、狂言等置き安和伝統演劇の伝習演目の状況及び内容等に関する調査」』文化庁文化財保護部伝統文化課編、一九九四年、二〇六～二三〇ページ）。

本来ならば、すでに翻刻史料が存在することから、本拙論において当該部分は省略することも検討したが、池宮翻刻には一〇カ所ほど誤植が見られること、「琉球国要書抜粋」の特徴を全体的に捉える上で全文を掲載する必要

があること等の理由から全文翻刻とした。

なお、この芸能史料について、池宮氏は次のように指摘している。

「戌の冠船躍りを忠実に筆写してあると思われ、それだけに戌の冠船躍りの原記録を彷彿とさせるものになっているものの、残念ながら各所に省筆があり、恐らく分量は原本の三分の一以下であろう。「執心鐘入」はまったくなく、「銘苅子」は最後の琉歌二首しかないが、「忠士身替之巻」「大川敵討」「大城崩」などは相当量とられていて、参考になる。…琉球語を知らない者が書写したものと思われるような、単純な誤写もまま見られる。おそらく市来当人が写したものであろう。」

戌の冠船躍り史料としての価値、省略部分のあり方、そして書写は市来によるものとするなど、重要な問題が指摘されている。本「琉球国要書抜粋」の草書体の筆跡は単独の人物によるものと判断されることから、池宮氏が指摘するように、市来の書写によるものと言えよう。

ところで、第一冊目は、ほぼ政治経済に関する史料であるが、第二冊目は冠船躍りに関する部分が大半を占めている。なぜ、市来はこのような芸能に関係する領域まで書写していたのであろうか。不明な点が多く、推測の域を出ないが、琉球滞在時の「市来四郎日記」から少し検討してみよう。

同日記「丁巳師走廿五日」（一八五七年一二月二十五日条）には、川平親方邸宅での茶会や酒宴へ招かれ、琉球側の高官らとの交際が記されている。和歌の応答も次のように見られた（前掲『鹿児島県史料　市来四郎史料一』八六ページ）。

会中豊見城按子（司）殿詠、

此宿の松の緑は言葉の

露に弥々盛へそうふらん

我等ニ者左之如く、

治れる御代の姿は岩かねの

松の緑と一ツ也けり

市来は「自叙伝」においても和歌を折々に歌い記録しており、文人としての才も備えていたと思われる。

同日記「丁巳十月十五日」条（前掲六九ページ）には、三司官小禄親方の邸宅に招請され、その宴席の場面がある。「・・・種々馳走、吸物拾弐余是ニ準す、夜入り歌舞之興にて和漢の仕組面白く候、琉球者元来文国ニ而男子も舞踏ニ達し、誠に華麗之至ニ而候」と和漢の歌舞を堪能していた。琉球男子による舞踏を「誠に華麗の至」と称賛しており、琉球人による芸能を理解する教養人であったことが窺知されよう。また、市来が琉球を「文国」として捉えている点も重要である。

これらのことから、前述の冠船躍り史料を書写していたのは、市来の芸能に対する関心事によるものと考えられよう。

〔凡例〕

1：旧漢字と当用漢字が混在しているが、史料に従って翻刻した。

2：合字の「より」は作字せず、平仮名で「より」とした。

3：翻刻の形式は、行数・字数ともに、本紀要の字数にあわせて編集した。

4：翻刻者の責任によって、適宜、読点を付した。

5：「大清道光拾八年戊戌八月十二日　仲秋之宴ニ付　両勅使様御登城之時、踊之次第」に関する翻刻部分は、池宮翻刻を参照した。

6：紙幅の関係から本号では史料本文全体の約半分を掲載し、残りの部分は次号に掲載する。

琉球国要書抜粋

乾隆八年辛亥秋より翌春迄下状写

〔1〕

一寛文年中改以前之古分銅持合も候ハヽ可差出旨、従公義被仰渡、御家老衆御次書取添問合之事、

但、古分銅有無之首尾可申上旨問合込ル、

一磯御姫於民様、伊勢兵部殿御宅江御引移被成筈ニ付、御内々御進物被遊可然旨、比志島隼人より御差図之趣有之、

蔵方調ニ而差上候儀ニ付、万問合之事、

一総州様江御内證御進上物之品立相調候付、被仰渡候御書付幷右之御調文ニ不審之所有之、御尋申上御張紙を以被

仰渡候御書付之類取添問合之事、

一御内證御進上物幷王子衆以下進上物、首尾能差上候段問合之事、
一進貢一貢御免許ニ付、来子丑進貢・接貢共被差留度旨被仰上候処、
総州様より御吟味被仰渡儀御座候付、為御礼仮屋守宛書之御状、薬丸半蔵殿江差出候由、返答之事、
一総州様鶴御拝領ニ付而者、御祝儀被仰上ニ不及由、以御張紙被仰渡候由、仮屋方より問合之事、

〔2〕

一去戌十月、紀州日置浦惣右衛門船ニ沖船頭大坂松本町平野屋吉右衛門乗組、長崎御用之竿銅、大坂ニ而積請出帆候之処、右船長崎江不致着船、廻船幷銅共于今行衛不相知候間、津々浦々之内、右吉右衛門船有所承付候ハヽ、其所ニ留置早速領主之役所江可訴出候、
一右竿銅之儀、様子を不存、若古銅抔と相心得買取致所持候ハヽ、勿論其当分ニ外江売渡、今程不致所持候共、一旦手掛ケ候者茂有之候ハヽたとへ程過候共、領主之役所江可訴出候、
右之通於国々領地江被相触候上、訴之所有之候ハヽ当地蔵屋敷より可被申聞候、
右之通、大坂町御奉行より被仰渡候間、右之趣を以相糺、吉右衛門船有所尋付者有之候ハヽ其所江留置早速可申出候、且又右通之銅買取召置候歟、又者不致所持候而茂一旦手を掛候者有之候ハヽ其訳可申出候、尤相改有無首尾早々可申出候、若改相済首尾申出候以後ニ而も右体之儀相知候ハヽ、是又申出候様ニ與中幷小姓中・地頭所・私領・明所之外城・寺社衆中・町中・琉球諸島江迄、不洩様可被申渡者也、
五月朔日　　御家老座印

御勝手方

右之通大野清右衛門殿御取次を以、仮屋守名代石神勘左衛門江被仰渡候付、仮屋中相糺、御同人御取次ニ而別紙之通首尾申上置候間、於其御元茂御書付之趣を以御糺、来夏有無首尾可被仰越候、此段御問合申上候、以上、

亥八月　　城井三左衛門

喜屋武親方

伊江親方殿

〔3〕

一先達而御触承知仕、紀州日置浦惣右衛門沖船頭平野屋吉右衛門幷船共于今有所不相知候處、泉州佐野舟之由申水主共六人乗、船頭宇兵衛与申者、泉州谷川湊船宿江右竿銅之内を銀子之代渡候由相聞候得付、吉右衛門船ハ不及申、船頭宇兵衛与申者乗組候佐野船之有所茂承候ハヽ可申出候、吉右衛門事、宇兵衛与名を替、船之名をいか体ニ仕替候儀茂不相知候ニ付、右竿銅積受候廻船之目印別紙書ニ合候船有之候ハヽ可申出由、且又此節之御触書不相廻以前ニ而茂、右体之船見掛候儀有之候ハヽ何時見掛候処何国江乗廻候様子相見得候段、心当茂候ハヽ程過候儀ニ而も是亥可申出由被仰渡奉承知、御書付之趣を以琉球仮屋召仕候下々迄不残相糺申候得共、右吉右衛門・うへ衛船見聞仕候者無御座候、此段申上候、尤当秋便より琉球江被仰渡候趣申越被相糺、何分与之儀来夏便ニ可被申越旨、是亦可申越候、以上、

亥七月七日　　城井三左衛門

〔4〕

亥十月二日楷船より到来

大目付江

一金銀掛合候分銅、寛文年中改以前之古分銅、両替仲間ニ而替候候由相聞候付、京・大坂・堺近郷之分法等近外ニ而売買不致法段を以後藤四郎兵衛方江買請させ、目軽キ古分銅内々ニ而売買致間敷旨度々相触候處、今以西国幷長崎筋ニ而ハ古キ分銅多致売買用候由相聞候、此以後内々ニ而致売買候儀者勿論不隠置、四郎兵衛方江可相渡候、尤四郎兵衛方より分銅改役人相廻り紛敷分銅者取上ケ筈ニ候、其趣急度可相守者也、

亥六月

右之通従　公義被仰渡候間、古分銅持合候者有之候ハヽ不隠置、早速金蔵江差出候様不洩様可被申渡者也、

七月七日　　御家老座印

〔5〕

一寛文年中改以前之古分銅之儀ニ付、従

公義被仰渡趣有之、古分銅持合候者有之候ハヽ早速金蔵江可差出旨、先達而申渡置候間　有無之訳申出候様、諸外城・私領・琉球島々申渡候、云々、

八月十三日　　御家老座印

〔6〕

一七月廿四日、比志島隼人殿より薬丸半蔵殿を以被仰聞候者、磯御姫　於民様御事、伊勢兵部殿御宅江当十月御引移被遊筈候、右ニ付国王より何そ進上物被成可然与被思召候、進上物品者紅筋糸弐斤位、其外編子・緋ちりめん類進上物之、云々、

〔7〕

亥十月二日楷船より到来、同四日池城親雲上取次備　上覧、

一来子年中　御先祖様方御弔有無之儀、寺社御奉行所江承合候處、文照院様三十三年御弔有之、外ニ御先祖様御弔者無御座候段承候間、此段申上候、尤右之段者大野清右衛門御取次ニ而候事、

亥八月廿一日　　城井三左衛門

〔8〕

民部殿事

島津左衛門殿

右、於磯　御直ニ御家老御役被　仰付旨御意有之、比志島隼人殿より御役料高千石被下置、座席者同役之上座、左衛門与名替被仰付候段、被申聞候、右之通、今日被仰付候間、此旨表方江致通達候、云々、

閏四月廿三日　　織部

右之通、大野清右衛門御取次、

但、

御親父左衛門殿江者、於磯御隠居被仰付、直ニ御髪剃ニ而、遊閑殿と御名御拝領被仰付旨承知仕候、此段も為御存申上候、

亥八月廿一日　　城井三左衛門

〔9〕

一亥十月二日　　島津右平太殿

一右於磯　御直々御家老御役被仰付候旨、御意有之、島津権左衛門より御役料高千石被下置、座敷加判之次第内膳次ニ被仰付、勤方之儀茂同役同前被仰付候段、被申聞候、

一御直々江戸詰被仰付候、

一大御目附　　次郎兵衛事　平田新左衛門

右之通、御役替被仰付、御役料高弐百石被下候、新左衛門与名拝領被仰付、座席之儀、郷原杢太夫次ニ被仰付候、

六月七日　　左衛門

右之通、大野清右衛門御取次、仮屋守石神勘左衛門也、

〔10〕

亥十月二日

一頴娃内膳殿御事、此程江戸江御詰被成候處、樺山主計殿ニ御代合、去ル六月五日御下国ニ而弥無御替御勤務被成御座、此段為御心得申上候、云々、

亥八月廿一日　　城井三左衛門

〔11〕

亥十月二日楷船より到来

一児玉梅庵老事、早晩之通渡唐之琉人江唐之風説之趣承届、其旨可申出由、頴娃内膳より被仰渡候由、去ル三日弟子之衆三人召列仮屋江参候付、本殿江申入、佐久真親方罷出候間、唐風説之趣被相尋候品、被聞届被罷帰候、委細之儀者佐久真より可被申上候、右ニ付軽き料理御蔵調ニ而差出候、云々、

八月廿一日　　城井三左衛門

〔12〕

一大清国江之進貢一貢免許之段、佐久間親方帰帆之節、以勅書被仰渡候得共、去年進貢船者其用意相済候付、先例を以被為差渡、当年接貢船迄茂被差渡、来子丑両年者進貢・接貢共ニ差留被成度旨、去秋天願親雲上を以御願有之候処、弥御願之通被仰付候、然処

総州様被達　御聴　上意之趣御座候由ニ而大野清右衛門、有馬源五左衛門、東郷主左衛門、仮屋江両度御出段々

御尋之趣御座候付、詰合之人数吟味を以申上候処、乍其上於其元得与吟味之上当夏年頭使者便ニ其首尾可被為申上旨被仰渡、右ニ付磯御方より御内々御勝手方江吟味為仰付事候間、此旨勝連親方承知仕、於琉球得与可相達旨御沙汰為有之由ニ而、薬丸半蔵御仮屋江被遣被仰聞候趣御座候、右ニ付而屹与御礼とも被申上ニ者不及之旨承知仕候付、右次第全太夫江得与御差図候處、御請之御挨拶無之候而者如何ニ候間、各様より三左衛門宛書ニ而被仰越候儀可然与承知仕、右案文得御差図候処、年頭御使者便ニ右御状御遣被成相届、大野清右衛門御取次ニ而石神勘左衛門入御内見候処、薬丸半蔵江差出可申旨承知仕、半蔵宅江勘左衛門持参ニ而差出申候、此段御返答申上候、以上、

亥八月廿一日　　城井三左衛門

〔13〕

一御文箱壱通

比志島隼人宛

総州様奉伺御機嫌進上物被差上候儀、

一花毛氈　三枚　箱入

右、夏立楷船便ニ被為差登候付、御勝手方江差出、御内見相済磯物奉行能勢彦左衛門御取次ニ而、石神勘左衛門ニ而差上申候、

〔14〕

亥十月二日楷船到来

一瑞仙院様十七年御忌回御法事、於浄光明寺三月十八日より廿日迄御執行有之、十八日国王より大官香五把、御香奠白銀三枚幷使者献納物竹心香二把可差上旨被仰渡、田里親雲上右之通献納物差上御使者之勤相済申候、

一陽和院様三十三年御回忌御法事、於福昌寺二八月十日より十二日迄御執行有之、十日国王より御献納物幷使者献納物等、喜屋武親方御使者を以差上首尾相済申候、

一寛陽院様五十年御回忌者来ル十一月二可有御座候間、首尾好相仕舞候而追而可申上候、

亥八月廿一日

〔15〕

亥十月廿八日

一従　国王様被成下尊書拝見仕候、進貢・接貢料銀吹替御願之通被仰付候御礼之、云々、

十月十五日　　種子島織部

島津右平太

頴娃内膳

島津杢

島津大蔵

島津左衛門

三司官

〔16〕

一従国王様被成下尊書拝見仕候、大清国江進貢・接貢子丑両年被差留候儀、御願之通被仰付為御礼被差上候、依之被仰下候御紙上之趣承知仕、委曲得其意候、此旨宜有洩達候、恐々謹言、

十月十五日　　同連中

〔17〕

亥十月廿九日

一従国王様被成下尊書拝見仕候、

竹姫君様江為年首御祝儀御目録之通御進上之段、於江府遂披露候、此旨宜有洩達候、恐々謹言、

十月十五日　　種子島織部
島津右平太
頴娃内膳
島津杢
島津大蔵
島津左衛門

〔18〕

亥十月廿九日

一従国王様被成下尊書拝見仕候、琉球那覇百姓弐人諏訪瀬島之雇水手ニ而八重山島江罷渡、帰帆之節唐江致漂着、商船より去年五月長崎江送来、無御構段被仰渡被返下之候付、薩州様江御礼被仰上趣、於江府遂披露候、此旨宜有演達候、恐々謹言、

十月十五日　　同　連名

〔19〕

一右前条同断ニ付、

太守様江御礼被仰上候、云々、

一従国王様被成下尊書拝見仕候、

太守様江年首之御祝儀被仰上候處、拝領物被仰付候御礼之趣、於江戸遂披露候、此旨宜有洩達候、恐々謹言、

十月十五日　　種子島織部
島津右平太
頴娃内膳
島津杢
島津大蔵
島津左衛門

〔20〕

一従国王様
竹姫君様江前条同断、
十月十五日

〔21〕
一従国王様被成下尊書拝見仕候、去歳従御内證太守様被相伺御機嫌候處、拝領物被仰付候御礼之趣、於江府遂披露候、云々、
十月十五日　同　連銘

〔22〕
一従　総州様、絵濂紙一箱、粕漬之鮎一桶、漬松茸一桶、人形一箱拝領之被仰付候御礼之、云々、
十月十五日　島津権左衛門
比志島隼人

〔23〕
一従国王様被成下尊書拝見仕候、大清国江之進貢一貢免許之段申来候付、来子丑両年進貢・接貢被差留候様与以使者被仰付、達貴聞御願之通被仰付候、依之
総州様江為御礼之、云々、

十月十五日　　比志島隼人

〔24〕

一従国王様被成下尊書拝見仕候、大清国江之進貢・接貢使料銀、以前之通吹出之儀、於江戸御願有之、慶長銀之位吹替御願之通被仰渡趣御承知、難有御安堵被成候、依之

総州様江御礼之、云々、

十月十五日　　比志島隼人

〔25〕

一御札致披見候、去々年八重山島之内江異国船一艘漂着、損所修補相加致出帆候趣被申上書面之内、不事足候得共御断不及、向後可入念旨被仰渡候段、被致承知御請御礼被申上候、云々、

九月廿三日　　戸田平次

〔26〕

覚

一御返翰四通　　一御返書弐通

一干鯛　一箱　　一昆布　一箱

一御樽　一荷　　一宇治茶一壷

一上杉原　三拾束　三箱入　　一鉄三百斤　三箱入
一国分多葉粉五拾斤　弐箱入
一竿銅五拾斤　但一箱入
一鰹節六百節　弐箱入
一国分たはこ弐拾斤　但壱箱入
一竿銅四拾斤　但一箱入
一中蝋百挺　但一箱入
一御国茶弐拾斤　但二壺入
一御目録五通

太守様より

中山王江

右江御使種子島宇平次

右之通御拝領物と〆船々より差下申候間、此段御問合申上候、以上、

亥十月十八日　城井三左衛門

〔27〕

一干鯛　一箱　　一昆布　一箱
一御樽壱荷　　一宇治茶壱壺

一錫百斤　弐箱入　　一中蝋弐百五拾斤　一箱入
一御国茶四拾斤　四壺入
一御目録　弐通
姫君様より
中山王江
右御使者相良作平次
十月十五日
右之通御拝領与〳〵船々より差下申候間、此段御問合申上候、以上、
亥十月十八日　　城井三左衛門

〔28〕
一絵濂紙　一箱　　一粕漬鮎　一箱
一漬松茸　一箱　　一人形　一箱
右之通、従
総州様、国王様江御拝領
一文箱　拾三通
右三司官江
一状壱通ツヽ、　但、本部王子江者二通

十月十六日

〔29〕

一熊引　一箱　　一昆布　一箱

右者　於民様伊勢兵部所江御引越付而、先頃国王様より品々御進上被成候、依之右之通従於民様国王江被遣候間、右之趣申達可相漏候、以上、

十月　　米良藤右衛門

〔30〕

太守様御使
種子島宇平次殿
竹姫君様御使
相良作平次殿
薩州様御使
土持平右衛門殿

右者、今月十五日
上使仮屋江御出、例之通御返翰幷御目録を以御拝領被成下、恐悦奉存候、
一上使御取持之儀、先例之通御取持仕候、右二付而者大野清右衛門殿御出被成、上使

御取持、諸事無間違相済申候、

〔31〕

子四月三日御奉行御乗船より到来

一吉利杢右衛門事、其元在番桂平六左衛門代被仰付、此節差越候、御用之儀万反可申談候、為其如斯候、恐々謹言、

三月八日　　頴娃内膳

島津杢

島津左衛門

〔32〕

一寛陽院様五十年御回忌御法事、去冬十二月廿七日より同廿九日迄、於福昌寺御執行有之候付、同廿八日国王様より御使者之勤被仰付候付、在番喜屋武親方仮屋守名代石神勘左衛門案内ニ而御使者相勤、献上物幷使者自分献上物等先例之通、首尾能差上勤方相済申候、此節之儀、先格ニ相替福昌寺於御書院住持名代恵燈院御相伴ニ而、御濃茶・御菓子迄被仰付候、難有頂戴仕候、此旨御問合申上候、以上、

正月十一日　　大田喜左衛門

〔33〕

一琉髪毛六百目、

右者薩州様御能御装御用ニ相成候間、清浄成を致吟味、来夏便差上候様、琉球江可申越候、
右之通在番親方・琉仮屋守江可申渡候、

十一月　　金太夫

右之通大野清右衛門御取次ニ而、仮屋守名代石神勘左衛門被仰渡候付、直ニ御尋申上候ハ、右髪毛ニ長之尺相知不申候付、琉球ニ而茂難見合成筈候間、長尺之儀御書入被下度旨申上候処、御召御用ニ候間、長尺之儀者琉球ニ而相応之髪毛と申髪毛より致吟味被差上候様ニ可申越旨、被仰聞候、尤値段之儀者何程と被仰越候ハヽ出物引合ニ成共、又者代銀申受差下候而茂御命令次第可仕候、此段も為御心得申上候、以上、

十一月　　城井三左衛門

〔34〕

伊勢兵部

右於磯　御直々表若御年寄御役被仰付候、
右之通、今日被　仰付候条、不洩様致通達候、云々、

十二月十五日　　左衛門

〔35〕

一島津杢殿より康熙・雍正・乾隆御三代
皇帝様　勅筆之文字御懇望候間、従

上様唐江被仰越為御調被下候様、私より可申上旨、一昨四日御與力御使ニ而御覚書を以被仰聞候、最早渡唐船之間ニ合申間敷候得共、尚々被仰聞儀候間、便次第可申越候、縦令唐船出帆以後相届候共、自然琉球江有合候ハヽ可被致進覧候間、可申越旨御受申上候、依之別紙御覚書差上申候間、渡唐船之間ニ合申候へ者頂上之儀奉存候、無左候ハヽ其御地江有合候而来夏御進覧被成候而も可有御座哉与奉存、此段申上候、以上、

十一月六日

〔36〕

一今度年号延享与被相改候旨、二月廿九日於江戸被仰渡候段、申来候間奉得其意、二月廿九日より諸書付等茂延享与可相改候、此旨支配中江被申渡、琉球江可被申越儀者例之通可被申渡者也、

三月廿一日　　御家老座印

御勝手方

右之通被仰渡候間、御問合申上候、以上、

大田喜左衛門

〔37〕

一鎌田太郎右衛門殿御事、島津右平太殿江御代合ニ而、今日御下着被成候、弥琉球御用被為聞召事候間、可(得、脱ヵ)其意旨、大野清左衛門殿御取次を以喜左衛門江被仰渡候間、則日彼御宅参上仕御届申上候、以上、

子四月五日　　大田喜左衛門

〔38〕

道光十六申年より同弐拾子年迄、御状案書

一来戌年封王使渡来付、入用銀及不足古銀八百貫目拝借之願申上候處、
御公務さへ被為整程之御時節、誠不容易儀候得共格別成大礼故厚以　御仁恵、願之通拝借被　仰付候旨、被仰渡
趣承知仕、誠ニ以　御高恩之程至私共茂難有仕合奉存候、右御礼為可申上、如斯御座候、誠惶謹言、

四月十五日　　東風平親方
　　与那原親方

島津但馬様
調所笑左衛門様

〔39〕

一十錦蓋茶碗十、
一紺地島細上布二端、
　　四月十五日
右之通申上候間、致問合候、以上、

東風平親方
与那原親方

座喜味親方

川上直之進殿

安谷屋親方

〔40〕

一一筆啓上仕候、御所帯向御難渋付、

公辺御勤向茂不被為整程之御時節故、無御拠文化十酉年以来一竈付銀一匁宛出銀被仰付来候處、全御立直之期ニ者不被為及候得共、一統困窮之段被　聞召上、別而御不便被　思召上候付、去未年より右出銀御免被仰出候之旨、被仰渡趣承知仕、誠以御高恩之程国王始至私共茂難有仕合奉存候、右御礼為可申上如此御座候、恐々謹言、

四月十五日　　東風平親方

与那原親方

市田美作様

島津但馬様

菱刈安房様

調所笑左衛門様

〔41〕

一去巳年、使者帰帆之節、従

報七郎様
淑姫様　国王江拝領物　仰付候御礼、去々歳被申上候処、於江府被成御披露候旨、被仰下趣申聞被入御念儀被存候、恐々謹言、

四月廿六日　東風平親方

市田美作様
島津但馬様
菱刈安房様

〔42〕

一去々歳・去歳

中将様江従国王進上物被仕候處、被成御披露候旨被仰下趣申聞被入御念儀被存候、誠惶謹言、

四月廿六日　東風平親方
与那原親方
座喜味親方
浦添王子

市田美作様
島津但馬様
菱刈安房様

〔43〕

一壽姫様御縁組被
仰出候為御祝儀、去歳従国王進上物被仕候処、於江府被成御披露候旨之、云々、
四月廿六日　同銘
市田美作様
島津但馬様
菱刈安房様

〔44〕

一去々歳・去歳
中将様江従国王御内證進上物被差上、且亦去々歳従大清賜物之内進上被仕候處、被成御披露候旨被仰下趣申聞、
被入御念儀被存候、恐々謹言、
四月廿六日　東風平親方
外略ス
市田美作様
島津但馬様
菱刈安房様

〔45〕

一大信院様御一周忌御法事ニ付、御香奠以古堅親方献納被仕候処、福昌寺江奉納拝礼相済候旨被仰下趣、国王江申聞候、云々、

四月廿六日　東風平親方

外者略ス

市田美作様

島津但馬様

菱刈安房様

〔46〕

一大信院様　三回
観光院様　七回
春光院様　二十五回

御忌御法事ニ付、御香奠以譜久村親方献納被仕候、云々、

四月廿六日　東風平親方

市田美作様

島津但馬様

菱刈安房様

〔47〕

一去巳年上国之使者・使僧共、於磯御茶屋幷外御庭段々難有被　仰付候付、去々歳国王より御礼被申上候、云々、

四月廿六日　　東風平親方

市田美作様

外者同人ニ而略ス

〔48〕

一去々歳・去歳従国王使者被差上候節、軽品被致進覧候付、被仰下趣申聞候処、被入御念儀被存候、恐惶謹言、

四月廿六日　　与那原親方

座喜味親方

市田美作様

島津但馬様　御銘々

両通

島津佐渡様　去歳四月十五日

数通

菱刈安房様　去々・歳去歳

猪飼　央様

調所笑左衛門様　四月十五日

岩下典膳様

三通

島津将監様　去歳四月十五日

喜入多門様

数通

島津登様　去々歳四月十五日

〔49〕

一中将様御国元江之御暇被

仰出候付、御羽織被遊御拝領候御祝儀之使者安谷屋親方兼務ニ而被差出之候、万端可然様御引進頼存候、恐惶

謹言、

四月　東風平親方

与那原親方

座喜味親方

浦添王子

島津矢柄様

〔50〕

一晴姫様御縁組御祝儀之使者安谷屋親方兼務ニ而被差上之候、万端可然様御引進頼存候、恐々謹言、

四月十五日　同連銘

島津矢柄様

〔51〕

一賢章院様就十三回御忌御香奠献納之使者安谷屋親方兼務ニ而被差上候、云々、

四月十五日　同銘

島津矢柄様

〔52〕

一一筆啓上致候、私事摂政被

仰付候付、先例之通於護国寺高田尚五郎殿御検見ニ而誓詞仕候、誓詞之儀者三司官より尚五郎殿江差遣差上申候条、

可然様御披露頼存候、恐惶謹言、

四月廿八日　浦添王子

島津矢柄殿

〔53〕

一摂政誓詞檜木竪状箱ニ入、上書ニ誓詞何王子与相認候事、

「白木ニ而候也」

誓詞　何王子

紫皮緒ニ而御書院竪御状箱之結様仕ル

一三司官誓詞杉打付箱ニ入、上書ニ三司官何親方誓詞入与相認、圖之通致張封候也、

三司官何親方誓詞入

摂政御印ニ而封候也

箱内張不申

〔54〕

五月二日、備

上覧

一三司官座喜味親方事、病気差発役儀難勤得御断申出候、依之跡役之儀此節従国王嶋津但馬殿迄書状被差上候、右ニ付如先規諸人江入札申渡、札数書付別紙差上申候、此旨親方披露頼存候、恐々謹言、

五月二日　　東風平親方

嶋津矢柄殿

〔55〕

一御家譜編集御用相成候御返翰之内、跡方無之儀御記録方江程能被申談、写差出相済、且是迄唐物方御用聞之者致支配候牛馬役館内計願、且去年進上物登不足之内、琉産之品当夏迄御延之願、且宮古島・八重山島定式下大和船新穀積入、凶作ニ而積穀無之候ハヽ空間運賃不相渡様被仰付度願、且宮古島重下大和船以来空間運賃不相渡様被仰付度願、且

公義御用之蒸干蔫金、以来於当地唐物方江差出候首尾合幷売上蔫金欠斤相立候節、船頭辨被仰付度与之願等引請被相勤、夫々願詮相立、其外為筋之儀共被致熟談候由、譜久村親方申越之趣令承達、誠ニ出精之程忝存候、冠船渡来茂既ニ来々年之事候處、当地・館内共極難渋之折柄故、今以手当銀大半及不足心配之事候条、此涯猶以出精萬端宜相調候様被取計度頼存候、仍別紙之通令進入之候、恐々謹言、

四月十五日　　東風平親方

木村孫次郎殿

〔56〕

一一筆啓上仕候、去辰年江戸立之節正使豊見城王子致病死、讃議官普天間親雲上事、国王血統之訳を以豊見城王子与被相改、

公辺江被為及　御届、使者勤方無滞相済候、然處右之趣国王承知之上以来正使何歟故障有之節者国王血統外之者ニ而茂副使江正使勤乗轎行列迄茂不相替被仰付被下度旨奉願候得共、辰年使者被差登候節、差掛之儀ニ而於江戸御吟味之上、右通之被為及　御届、諸事勤方首尾能相済候付而者、今更振替副使より正使相勤候様、御願立相成候

者王子・親方之差別を以
公辺御会釈向御先規可相劣者案中候、右勤方者至而晴立候儀候處、若哉御会釈向相劣候而者琉球者勿論、
其御方様　御面目茂相掛御事候間、旁願通者難被仰付、依之以来正使何歟故障有之難相勤節者、縦令其節之副使
琉球国王血統之者ニ而無之節迚茂、血統之筋を以兼而王命を伝罷越候付、正使ニ被相改候与之趣辰年之振合を以
被為及
御届、副使者之儀者附添役之内より人撰之上可被仰付候、尤江戸立中迄右通王子之場ニ而正使相勤、帰国之上者
琉球国法通取計可有之候、右之趣以来為心得御内分被御達置候段、御直在番親方江被仰渡候御書付拝見仕、御尤
之御儀奉存、国王江申聞候、以来江戸立之節正使何歟故障有之難相勤節者、右仰渡之通被仰付被下度奉存候、此
段為可申上如斯御座候、恐々謹言、

兼城親方
東風平親方
与那原親方
浦添王子

二月十五日

嶋津但馬様

〔57〕

一晴姫様御縁組被
仰出候為御祝儀、去歳従国王進上被仕候処、於江府被成御披露候旨、被仰下趣申聞、被入御念儀被存候、恐々謹言、

四月六日　　兼城親方
島津但馬様
嶋津伊勢様
菱刈安房様

〔58〕
一順姫様御婚姻被為整候御祝儀之使者、森山親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、恐々謹言、
四月六日　　兼城親方
嶋津矢柄様

〔59〕
一壽姫様御婚姻被為整候御祝儀之使者、森山親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然儀御引進頼存候、恐々謹言、
四月六日　　兼城親方
嶋津矢柄様

〔60〕
一勝姫様御儀、松平左近将監様江御縁組被為在候処、御同人様御卒去候付、御熟談之上被遊御引取候儀、御願之通被仰出候付、

太守様
中将様
少将様
勝姫様、御機嫌伺之使者森山親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、恐々謹言、
四月六日　兼城親方
嶋津矢柄様

〔61〕
一御金納被為蒙　仰候付、御領国中一統重出銀米等可被　仰付候得共、諸人困窮之段、被　聞召上、別段之以　思召、右之御補筋
御手許御計被　仰付、此度者重出銀米等不被仰付候旨、被　仰出候段承知仕、誠以　御高恩之程国王始至私共茂難有仕合奉存候、右御禮為可申入如斯御座候、恐々謹言、
四月六日　兼城親方
嶋津矢柄様

〔62〕
一少将様、就
御任官、従国王為御祝儀進上物仕、按司使者差立候先例候得共、旁御用捨被為　在、冠船渡来済之上按司使者差

上候様、被仰渡置候得共、近年中賀慶使可被差上候、別段　思召之訳被為
在、同年右按司使者一緒差上候様、且封王使渡来付王子使者之儀者賀慶使より兼相勤候様被仰付候旨承知仕、誠
以　御高恩之程国王始至私共重畳難有仕合奉存候、右御請御禮為申上、如斯御座候、恐々謹言、
四月六日　　兼城親方
嶋津但馬様
調所笑左衛門

〔63〕
一中将様去歳従
太御所様御腰物御肴被遊　御拝領候祝儀之使者佐久田親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、恐々
謹言、
四月六日　　兼城親方
嶋津矢柄様

〔64〕
一文姫君様御逝去付、
太守様
中将様

少将様御機嫌伺之使者佐久田親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、云々、

四月六日　　兼城親方

嶋津矢柄様

〔65〕

一順姫様壽姫様御婚姻被為整候為御祝儀、去歳従国王進上物被仕候処、於江府被成御披露候旨、被仰下趣申聞被入御念儀被存候、恐々謹言、

四月六日　　兼城親方

嶋津但馬様

嶋津伊勢様

菱刈安房様

〔66〕

一去歳六月那覇沖江異国船弐艘漂着、言語文字不相通、水薪等相渡為致出帆候段、御届申上候處、被聞召達公辺御届相済候旨、被仰下趣承知仕、被入御念御儀奉存候、恐々謹言、

閏四月十七日　　兼城親方

嶋津但馬様

嶋津伊勢様

菱刈安房様

〔67〕

一封王使渡来之節、皇帝江以謝恩献納之武具・馬具幷封王使江被相贈候武具、先例之通被御免御取替調方被　仰付御禮、去夏申上候處、被仰下趣承知仕候、被入御念御儀奉存候、誠惶謹言、

四月六日　　兼城親方

嶋津但馬様

調所笑左衛門様

〔68〕

一去歳従国王使者被差上候節、軽き品被致進覧候付、被仰下趣申聞候處、被入御念儀、云々、

四月六日

嶋津但馬様　　嶋津伊勢様

菱刈安房様　　猪飼央様

調所笑左衛門様　　岩下典膳様

嶋津将監様　　喜入多門様

嶋津登様　　樺山伊織様

〔69〕

一御代替来子年、賀慶使被差上筈候處、西丸火上付御差延相成候段者先達而被仰渡置通候、右付未御決定者不相成候得共、来寅年御参府者可被召列御模様候、依之賀慶使出府役々人柄之内者思召之訳被為　在、最早夫々為被仰付事候間、可成丈楽童子等迄茂此程被申付置候通ニ而折角去辰年致参府候者共を差登候様被仰付候、夫共楽童子等格別年輩茂相長不相応之者茂候ハヽ、其分者代申付候様被仰付候段、被仰渡趣承知仕、国王江申聞候、右御文私共より貴公様迄申上候様被仰申付、如斯御座候、恐々謹言、

四月十七日　　東風平親方

嶋津但馬様

〔70〕

一大信院様七回御忌、

蓮亭院様二十五回御忌御香奠献納之使者野村親方兼務ニ而被差上之候、云々、

四月十七日　　東風平親方

島津矢柄様

〔71〕

一篤之丞様御事、南部左衛門尉様

御聟養子被　仰出、被遊御引越御式向等無御滞被為済候御祝儀之使者野村親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様

御引進頼存候、云々、

四月十七日　　東風平親方

島津矢柄様

〔72〕

一晴姫様御婚姻被為整候御祝儀之使者野村親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、恐々謹言、

四月十七日　　東風平親方

嶋津矢柄様

〔73〕

一寵姫様御縁組御祝儀之使者野村親方兼務ニ而被差上之候、萬端可然様御引進頼存候、恐惶謹言、

四月十七日　　東風平親方

嶋津矢柄様

〔74〕

一文姫君様御逝去付、

中将様為伺御機嫌以佐久田親方被申上候処、於江府被成御披露候旨、被仰下趣国王江申聞、被入御念儀被存候、恐々謹言、

四月十七日　　東風平親方

島津但馬様

島津石見様

菱刈安房様

〔75〕

御宗廟御位牌加那志之儀ニ付詮議事

一宗廟御祭之御規式、従往昔舜天・英祖・察度・尚質様御四位ハ、御祭之時奠帛・献酒之御儀式御座候処、尚円様者御当代之御始祖ニ而右御祭可有之処、如何様成筋ニ而此以前より無御座候哉与相考申候得共、久米村仕置無之ニ付、諸書見合候得共、右廟之様子与ハ相替り何共難致了簡御座候ニ付、此中例之通御召成可被下旨申上候処、又も一往委敷相考詮議相究可申上由、被仰付候間、各遂詮議候得者、尚円様ハ御始祖ニ而御祭有之候而可然奉存候、左候得者御当国之儀、於往昔中山・南山・北山三分ニ有之候処、尚巴志様之御時一統御召成御勲功有之候、其上永楽之時代尚姓被為遊御拝領、従是中山世称尚姓之由、大明会典ニ相見得申候、尚円様者御他系ニ而御座候得共、請封之砌尚巴志様御子孫之由、皇帝様江被仰上候由、久米村案書ニ茂相見得申候、然者尚円様御祭有之候時者、尚巴志様も弥御祭有之不申者不宜儀御座候間、両御先王者御同前奠帛・献酒之御祭有之度奉存候条、此等之趣宜御取成御披露頼上候、以上、

康熙三拾七年戊寅十一月

〔76〕

一先王様　冊封之儀、何年振ニ御座候哉、御代之様子相知候ハヽ可書出由被仰付候、依之相考申候得者、
　尚巴志王加那志、永楽弐拾年壬寅御即位、宣徳三年戊申冊封御請被遊候事、
四年
一尚忠王加那志、正統五年庚申御即位、同八年癸亥冊封御請被遊候事、
四年
一尚思達王加那志、正統拾年乙丑御即位、同拾三年戊辰冊封御請被遊候事、
三年
一尚金福王加那志、景泰元年庚午御即位、同三年壬申冊封御請被遊候事、
三年
一尚泰久王加那志、景泰五年甲戌御即位、同七年丙子冊封御請被遊候事、
一尚徳王加那志、天順五年辛巳御即位、同七年癸未冊封御請被遊候事、
三年
一尚円王加那志、成化六年庚寅御即位、同年請封被仰上、同八年壬辰冊封御請遊候事、
三年
一尚真王加那志、成化拾三年丁酉御即位、同年請封御願被仰上候、同拾五年冊封御使有之候事、
八年
一尚清王加那志、賀清（嘉靖）六年丁亥御即位、同拾年辛卯請封御願被仰上候間、同拾三年甲午冊封御使御来着有之候事、
六年
一尚元王加那志、賀清（嘉靖）三拾五年丙辰御即位、同三拾六年請封御願被仰上候間、同四拾年辛酉冊封御使有之候事、

七年
一尚永王加那志、万暦元年癸酉御即位、同三年乙亥請封御願被仰上候間、同七年己卯冊封御使之事、
十八年
一尚寧王加那志、万暦拾七年己丑御即位、同弐拾八年庚子請封御願被仰上候間、同三拾四年丙午冊封御使有之候事、
十三年
一尚豊王加那志、天啓元年庚酉御即位被遊、五年ニ一貢之進貢御座候而、同七年ニ請封御願被仰上候処、天啓皇帝崩御御被遊候ニ付不相済、宗禎(崇)六年ニ冊封御使有之候事、
一尚賢王加那志、宗禎(崇)拾四年辛巳御即位被遊、同五年ニ進貢便より請封之御願被仰上候処、大明天下大清ニ罷成仕合ニ而、請封之御願不相済候事、
十六年
一尚質王加那志、順治五年戊子御即位被遊候処、天下安否不相済、拾壱年唐通融無御座候而、康熙弐年癸卯冊封御使有之候事、
十九年
一尚貞王加那志、康熙八年己酉御即位、次年進貢被遊候処、同拾三年靖南王謀叛ニ付、五年唐通融無之候而、同拾九年庚申請封之御願被仰上候間、同弐拾弐年癸亥冊封御使有之候事、
右、御代々請封之年季相考申候得者、
一尚巴志王加那志より　尚真王加那志迄者三年喪相済、則　冊封王被遊方茂御座候、尤近代尚賢(質カ)様　尚貞様者御即位被遊拾五六年目ニ封王御請被遊候、此等之首尾為可申上、如斯御座候、以上、
康熙四拾八年己丑十一月日記有ル
十月廿六日　武富親雲上

志多伯親雲上

〔77〕

一大明勅印之儀者、洪武拾六年癸亥大祖
皇帝より察度王加那志江被下候間、代々御用被遊候、其後大清之天下ニ罷成候間、大明之勅印可差上由、順治九年壬辰勅使謝必振御当国江被差下候間、次年彼御使者幷平川大夫ニ而大明之勅印被持渡相納申候、其後拾壱年唐通融無之候而、康熙弐年癸卯　冊封使張学禮・王垓ニ而大清之勅被御持渡、尚質様江被下候由、相見得申候、
一御朱印之由来案書相考申候得共相見得不申候、此等之首尾為可申上如斯御座候、以上、
康熙四拾八年己丑十二月日記有ル
十二月五日　　武富親雲上

〔78〕

一尚巴志王、永楽弐拾年壬寅御即位、洪熙元年乙巳冊封之勅書有之候得共、洪熙皇帝崩御ニ付、宣徳三年戊申冠船御渡海御座候、但寅年より申年迄七年振、尚忠王正統五年庚申御即位、同八年癸亥冠船御渡海、但申年より亥年迄四年振、尚思達王正統拾年乙丑御即位、同拾三年戊辰冠船御渡海、但丑年より辰年迄四年振、尚金福王、景泰元年庚午御即位、同三年壬申冠船御渡海、但午年より申年迄三年振、
尚泰久王、景泰五年甲戌御即位、同七年丙子冠船御渡海、但戌年より子年迄三年振、
尚徳王、天順五年辛巳御即位、同七年癸未冠船御渡海、但巳年より未年迄三年振、

尚円王、成化六年庚寅御即位、同八年壬辰冠船御渡海、但寅年より辰年迄三年振、
尚真王、成化拾三年丁酉御即位、同拾五年己亥冠船御渡海、但酉年より亥年迄三年振、
尚清王、賀清（嘉靖）六年丁亥御即位、同拾三年甲午冠船御渡海、但亥年より午年迄八年振、
尚元王、嘉清（靖）三拾五年丙辰御即位、同四拾年辛酉冠船御渡海、但辰年より酉年迄六年振、
尚永王、万暦元年癸酉御即位、同七年己卯冠船御渡海、但酉年より卯年迄七年振、
尚寧王、万暦拾七年己丑御即位、同弐拾年比より以後兵乱支有之、同弐拾七年乙亥冠船御申請之御願被仰上候得共不御達、翌丙子年再御願被申上漸相済、同三拾四年丙午冠船御渡海有之候、但丑年より午年迄拾八年振、
尚豊王、天啓元年辛酉御即位被遊候得共、最前之儀者拾年一貢被仰付、天啓三年ニ五年一貢被仰出、唐通融之儀難成時節ニ而、同五年乙丑冠船御願被仰上候、然処頓而天啓　皇帝崩御被遊候ニ付延引ニ罷成、崇禎六癸酉年冠船御渡海御座候、但辛酉年より癸酉年迄拾三年振、
尚賢王、崇禎拾四年辛巳御即位、翌拾五年壬午・同拾七年甲申両度進貢被遊冠船之御願共被仰上候得共、大明之天下滅亡之時節ニ而御願不御達、大清江者御取合無御座、順治四年丁亥崩御被遊候、
尚質王、順治五年戊子御即位、翌六年己丑招撫之勅使御渡来ニ付、初而大清江御取合御座候、同九年壬辰勅使再御渡来ニ而、大明之勅印可差返上旨被仰付候付、翌年右勅印琉球より御使者を以被差上、勅使同船ニ而被致渡唐候、其比大乱之引續ニ而海賊餘多罷居、拾壱ヶ年程通融宜成候処、康熙弐年癸卯冠船押懸ニ参候而冊封御座候、但子年より卯年迄拾六年振、尚貞王康熙八年己酉御即位被遊、打續御普請等御仕廻、冠船之御願被仰上筈之処、康熙拾三年甲寅年より靖南王致謀叛四ヶ年程唐通融無之、又ハ呉三桂之乱有之ニ付、康熙拾九年庚申年請封之御願被

仰上、同弐拾弐年癸亥年冠船御渡海御座候、但酉年より亥年迄拾六年振、
右、暦代御即位幷冠船御渡海之年季相考如斯御座候、以上、
康熙五拾四年己未六月日記有ル
六月七日　宇地原親雲上
古波蔵親雲上
真玉橋通事親雲上

〔79〕

一尚稷様御事、遠キ御先祖ニ而御座候得共、御当代御本筋之御先祖不軽儀ニ奉存候間、円覚寺江奉尊敬可然与奉存候、
和王典之規模ニも
皇帝天下を御取候得者、其御先祖者帝号追封仕、宗廟江奉安置儀ニ御座候、康熙弐拾弐年琉球ニ茂　尚円様より
御系相替候段者委細被記置、勅使茂御存知ニ而候、然処其御取持無御座候ハヽ本法相迦御孝行ニも不相叶候、
一尚懿様・尚久様御事者御本筋ニ而無御座候間、先王様昭穆御座内ニ者絶而不成合御事御座候、天王寺・天界寺之間、
脇御廟江御安置可然奉存候、

此三点ハ王号ノ訳

一封王御請不被遊、私ニ王号付上候儀僭号とて唐之本法ニ不相叶候、然者
尚宣威様・尚賢様御事、御即位被遊候主君とて跡々王号付上置候得共、勅使御渡海毎ニ御懸引無之為済来儀ニ候、
依之相考候得者、尚益様者御即位、其上進貢茂御勤被遊置候間、別条ニ被思召、　尚宣威様・尚賢様之例御取持於

崇元寺茂王号付上可相済与奉存候、御当国之旧例ニ任シ付上為申儀ニ候得者差而御障成儀者御座有間敷与奉存候、円覚寺之儀、皇帝諭祭勅使御取合も無御座、仏法之格式ニ候間、和朝相準尊敬之儀を以御入廟被遊候御方ハ一様ニ王号御付上可然奉存候、縦唐人聞及候共件訳を以崇元寺・円覚寺両様ニ御定被遊候ハヽ何方ニ付而茂障儀御座有間敷与奉存候、

一尚懿様・尚久様御事、御本筋ニ而無御座候得共、適王様・先王様之御直父ニ而御座候間、尊敬之義を以此中之通王号付上置可相済与奉存候、会典ニ茂無御子候王位之人外ハ御養子御取被成候得共、其直父者皇帝江請封仕、王号致追封尊敬被成例有之候、右例ニ相準可然与奉存候、

右、私共及心詮議仕候首尾申上候、以上、

康熙五拾九年庚子六月詮議書有

六月　　許田親雲上、外略ス、

〔80〕

一尚稷様・尚懿様・尚久様・尚純様・尚益様王号幷御位牌御安置所、且又崇元寺・円覚寺廟号之儀、諸大夫詮議之通同意ニ存候哉、相考可申上旨被仰付奉得尊意候、然処私儀最早致老衰書物等難考得候間、乍恐御断申上候、此旨宜様頼存候、以上、

康熙五拾九年庚子六月詮議書有

六月　　志多伯親雲上

〔81〕

一尚稷様・尚純様・尚懿様・尚久様御前之御事、王号幷御位牌崇元寺江御安置被遊御座候儀、恐多奉存候得共愚意存当候趣を以申上候、為其御子御孝心を以御親父王位ニ奉尊敬、御位牌も御同列之尊慮可有御座候与奉存候、

尚貞様御代ニ尚稷様・尚懿様・尚久様御三前之御事、王号奉尊敬崇元寺江御安置候筋被仰出候処、其時節之諸大夫詮議を以致御請、宗廟江被遊御安置候儀御無礼与ハ存当不申候、縦右之様子相尋候人躰有之候共、王位様之就御親父、右御仕合之由有筋ニ返答仕可相済与存当申候、若御無礼与存当候ハヽ為主君御無礼ハ譁申事ニ候得共、此儀不知与返答仕可相済儀ニ奉存候、冠船御渡来之時分勅使被遊御覧、難題ニ可罷成与存当候ハヽ、其一時者別所ニ被遊御安置候而可相済哉与奉存候間、崇元寺江御安置之筋ニ奉願候、

一円覚寺・崇元寺両所之儀、廟号改名ニ付何様ニも可有御座候得共、私存当之筋者円覚・崇元之儀、就御霊前ニ美麗之称号ニ而御座候半与奉存候、寺之儀者於北京大理寺・大常寺・大僕寺・高録寺・鴻臚寺衙門与御座候得者、従往古之称号之上、唐・大和江茂相知置、于今目出度御事ニ御座候間、弥古来之様ニ有御座度奉存候、

右之儀ニ付、諸大夫吟味被仰付申出候筋も有之、私茂同意ニ而候哉、所存之通可申上旨奉得其意、依之恐多御座候得者、愚意存当之趣書付差上申上候、以上、

六月朔日　　前大嶺親雲上

〔82〕

一尚稷様・尚懿様・尚久様・尚純様・尚益様、王号幷御位牌御安置所、且又崇元寺・円覚寺廟号之儀、諸大夫詮議之通同意ニ存候哉、相考可申上旨被仰付、奉得其意私慮之趣、左ニ申上候、

一於唐暦(歴)代帝王廟与奉唱候者、暦(歴)代帝王始而天下御取、功徳普渉之賢君御一代毎御壱人宛毎年春秋二季仲月ニ遺官ニ而御祭有之、且又暦(歴)代之功臣茂左右之両廟ニ而従祭被下候、是則暦(歴)代廟之事ニ而御座候、委細大明会典ニ相見得申候、

一於唐ニ宗廟与奉唱候者、御当代之御先祖毎年四季幷節供〳〵　皇帝様御直ニ御祭被遊、且亦御当代之功臣も左右之両廡ニ而従祭被下候、是則宗廟之事ニ而御座候、是も委細会典ニ相見得申候、

一崇元寺者尤暦(歴)帝之御位牌も御座候得共、

尚思紹様より以後先王様皆々御同姓、且亦御先祖御祭も於右廟社有之御事候得者、則御宗廟与奉存候、円覚寺之儀古来より仏法之格式を以御祭等有之御事御座候、勿論御当国之儀者唐格式一統ニ而も物毎不相済、両様被召行御事ニ御座候、就夫相考候得者、円覚寺者準和朝可為御建立与奉存候、然処崇元寺ハ歴王廟、円覚寺ハ宗廟与相唱候儀、不可然様ニ奉存候、

一右ニ付而相考候得者、尚純様尤御即位不被遊御事ニ御座候得共、春秋之御祭無御座候得者情義ニ不叶御事御座候間、於崇元寺先王様御同格ニ御祭有之、且亦円覚寺江茂御位牌御安置被遊可然与奉存候、

一尚稷様御事、尚貞様迄十代程相歴遠御先祖ニ而御座候処、去丁丑右御位牌被為御建立、於崇元寺ニ御祭有之候儀、唐向ニ天子ハ七代、諸候五代ニ相過候得者則御位牌祧廟ニ相除申御模ニ致相違、且又

尚円様、尚徳様之世子之様ニ唐江言上封王共御座候半与奉存候、然処　尚稷様御事、　尚円様御尊父之由緒を以御位牌崇元寺江御安置被遊候儀成合不申御事御座候、然者大明之始洪武皇帝様天下ヲ御取被遊、四代先之御先祖廟御立置、御裔孫迄永々禘祫之御祭被遊候例有之、且亦歴代之功臣ハ於歴代帝王廟ニ従祭有之、御当代之功臣ハ於

宗廟ニ従祭被下候例を以相考候得者、功臣さへ右通御座候処、況　尚稷様者御当代之御先祖ニ而御座候得者、弥以御焼香可被遊儀ニ奉存候間、円覚寺之大寺準祧廟ニ御安置可然与奉存候、

一尚懿様・尚久様御両位ハ跡々より御跡目有之、御位牌御格護被成候処、先王様御尊父之由緒を以去丁丑年御召直、於崇元寺御祭被遊候儀正統相乱シ成合不申御事御座候、若又於後世無御子君御出御養子御取被遊候得者、右御尊父様茂御同列之筈ニ而御座候得者、弥以御位牌多罷成、御座狭所御障茂可罷成歟与奉存候、就夫又天王寺・天界寺之間ニ御安置被遊候而茂不可然与奉存候、跡々之様ニ御知行御付上、具志頭御殿・金城御殿江御戻上候得共筋ニも当、且又御位牌之御為ニ御先祖御取持ニ而正面ニ被遊御座候得者、特尊を得

上様御為ニ茂御先祖御尊恭被遊候儀、大キ様ニ奉存候、尤正七月　上様御焼香被為遊可然与奉存候、

一尚稷様　尚懿様　尚久様御三位江私ニ王号御付上候儀、成合不申様奉存候、

一王世子者追封被遊候例大明会典相見得申候、然者

尚純様・尚益様御事、追封御申請被遊候得者、封王被成下筈ニ而御座候処、于今其御儀無御座、私ニ王号御付上候得者僭号とて唐之模ニ相違、冠船御渡海之時分何そ御障者無御座共、義ニ不叶与唐人気を付、於唐も御外聞不宜様ニ奉存候、尤於唐昔僭号之方御座候得共、周之末乱世之時分之事ニ而候得者手本ニ不罷成候、秦漢以後太平之時分ハ絶而御座有間敷与奉存候、然者尚宣威様　尚賢様御両位之王号御召改、尚純様　尚益様茂右同列ニ御座候得者全筋ニ而、以来詮議ヶ間敷御座有間敷候、若又今より御改難被遊儀御座候ハヽ、尚純様・尚益様御両位江も随先例王号可御付上与奉存候、

右之通、私考之筋首尾申上候間、御了簡次第可被遊御座候、以上、

康熙五拾九年庚子五月詮議書ニ有ル

五月廿八日　　前祝嶺親方

〔83〕

尚貞様御妃　尚純様御妃御両位御事ハ正純ニ相当、　尚恭様　尚文様御儀ハ御太子ニ御立被成候得共、御世継不被遊候ニ不支流ニ相当り候、然者右之御座次第唐法ニ者何様可有之哉、相考可申上旨被仰付奉得其意候、依之唐之様子相考申候処、正純ハ上御座、支流祔位与申候而脇御座ニ御成候法、朱文公家礼等ニ相見得申候間、尚貞様御妃・尚純様御妃御両位者御上座ニ奉安置可然哉与奉存候、任御尋如斯御座候、以上、

雍正元年癸卯十月日記有ル

十月　　新城親雲上

〔84〕

一円覚寺御照堂　　先王様御廟所

一同大寺　　同御祧廟

一天王寺　　先王妃之御廟所

一天界寺　　先世子并無拠御方廟所

右、廟賦之次第如斯御座有度奉存候、

一尚稷様御位牌、此中天王寺ニ御安置御座候得共、円覚寺大寺ニ御移、祔主之御上座ニ御安置可然与奉存候、

一尚円王様御位牌、此中天王寺ニ茂御安置御座候得共、天王寺之儀ハ御妃廟ニ被仰定候ハヽ、彼廟ニ御安置罷成間

敷与奉存候、且亦彼御位牌円覚寺之御位牌ニ而可相済候得者、二重ニ罷成申候条、天王寺之御位牌ハ御除可然与奉存候、

一尚懿様幷御同妃、

一尚久様幷御同妃、

一同御懐あかるい按司加那志、

右、御位牌此中天王寺・天界寺御安置御座候得共、御本筋ニ而無之候得者、尚寧様・尚豊様御私親之故緒(由)を以ハ公廟ニ奉安置御法様曽而無御座候間、御本家ニ御戻せ可然与奉存候、

右、此節天王寺・天界寺之御位牌御座賦被仰付候付、私共詮議仕候得者、右通御座候間可然与奉存候、以上、

雍正元年癸卯十二月日記有ル

十二月　　新城親雲上

〔85〕

一尚懿様・尚久様御位牌宗廟江被遊御入可然候哉、各詮議仕可申上旨、康熙三拾六丑年被仰付候間、惣役志多伯親方・諸大夫・都通事迄詮議仕候趣ハ、大明会典ニ親王無御子孫御方ハ甥取立為跡目親王ニ被封、彼甥父親幷祖父迄茂親王ニ封被成候法式相見得申ニ付、右御両位者、

尚寧様・尚豊様之御親父ニ而御座候間、宗廟江被遊御入　先王様御同前尊号御祭等も御座有度奉存候由申上候間、被奉得叡聞為被相済儀ニ御座候、然処此節冠船御渡海以前ニ諸大夫江詮議被仰付候御様子者、右御両位ハ唐より封御請不被成候得者、勅使より僭号之由御懸引御座候ハヽ如何御返答可申上候哉、委細遂詮議可申上旨被仰付候

間、諸大夫相考申ニ者勅使より僭号之御尋ハ絶而御座有間敷候、若御尋も御座候ハヽ、琉球国之儀者、中国諸候ニ相替、海外一ヶ国之君王ニ而、往古より封王不被遊御方茂先王与奉尊敬、御祭等茂先王御同前御座候先例之由、御返答申上候ハヽ何そ御障ニ罷成間敷与奉存候、右之通御返事申上候処、冠船御渡来之砌、右御位牌崇元寺・天王寺江御遷被為遊候、然者唐法式大明会典相考申候得者、歴代廟・祧廟与有之候、歴代廟之儀者代々帝王御祭有之、大廟ハ一代帝王幷后・諸王妃・伯叔・兄弟・夫婦御祭有之、祧廟ハ世歴遠次第祧廟ニ被遷候儀有之候間、於御当国ニ者崇元寺歴代廟御引当、円覚寺ハ大廟御引当、天王寺・天界寺ハ祧廟ニ御引当、彼於三ヶ寺右御両位御座賦次第、御祭・御焼香御座有度奉願候、尤右御両位ハ先王　尚貞様より上意被仰出、先王与尊号有御座、其上御祭等茂先王御同前ニ春秋之御祭弐拾年余御座有来候得者、于今御引除如本系御帰シ被成候儀、唐法式ニ茂考当不申候間、此等之趣為可申上如斯御座候、以上、

雍正元年癸卯十二月日記有ル

十二月五日　　牧湊親方

琉球国要書抜粋

〔86〕

琉球人江可相尋条々之写

一開国の始幷代々之沿革之事、

一中山の祖幷代々の次第之事

琉球中山王世系　王姓尚

永楽二卒　察度　武寧　永楽九嗣宣徳初卒　思紹　正統八卒　巴志

正統三卒　忠　景泰元嗣併山南三北　思達　徳　宣威　嗣位未幾卒不及冊封

成化十五卒　圓　嘉靖四卒　真　嘉靖卅四卒　清　隆慶元卒　元

永　万暦卅一嗣　寧　○　賢　○

貞

如此にのミ相見候、察度より已前その出自詳ならす、其外の王の嗣位卒年もこと〳〵に詳ならす候歟、

琉球　留求　龍宮

右之内文字の異同有之候、必定之儀承度候、

一山南・三北次第幷中山より一統に併せ候様子之事、

首里之地形高下平地ニ而候ハヽ、圍何程計之所、尤城郭之様子可承候事、

一中華江使之次第之事、

附、

中華ニ而使人を応接之次第、又者道駅ニ而の様子等委細ニ可承候事、

中山王江賜物併使人江賜物の事、

北京ニ而朝儀次第之事、

上表歟移咨歟之様子之事、
上表移咨に不限その文章、
写之事、
福建より北京江道中日数之事、
附、日本道ニ而里数何程可有之哉之事、
惣而此条之次第、心の及所委細可承事、
一国に史編又者記載等之物有之歟否之事、
一国中職名幷次第之事、
一冠服の図幷名之事、
一国中名山水之事、
一物産の草木鳥獣之事、
附、草種茂所に有之候哉之事、
砂糖きびの事、砂糖者黒ばかり製法仕候哉、白も製法可成候哉、
大抵製法之様子可承候事、
一中華より近年渡り候人参之事、
北京ニ而相調候京撰人参、又者土木人参等之事、段々委細承るへし、
一北京より毎年暦領候次第之事、
一国俗之尚ふ等之事、

一財貨通用之様子之事、
一国民産業之事、
一冠婚喪祭等幷継嗣之事、
一海外隣国之事、
一国中学文之様子之事、
一文章詩歌等之事、
　物かき候もの共江物かゝせをくへき事、
一四時俗節等之次第之事、
一此度之行列次第、図にかゝせ置候事、
一楽歌の詞之事、
　惣而楽の名いくつほと有之候歟之事、
　太平楽　　万歳楽
　難楽　　三線歌
　唐歌
　右之内、難七楽はあとよみ候哉、
　惣而これらの類とくと承届、如何様にも書附申さるへく事、
一薬物之たね何によらす、尤北京福建に不限、道中すから可相調候歟之事、
一福建江着岸候而何与申衙門江案内被申候哉、北京江参着候而何方之衙門江案内被申候哉、福州北京ニ而使者屋如何

様成風情之所ニ而候哉之事、

一惣而琉球より渡海、北京江進貢相仕廻候而、帰国迄日数北京江逗留之日数使人如何様なる官の者遣候哉、惣而使人正使副使有之候哉、上下人数何程ニ而候哉之事、

一琉球船福建江渡海候船之様子幷薩州江渡海候船茂同前ニ而候哉、惣而図にかゝせ置へく事、

附、船神之事、

一霊なるへび有之由、名を何と申候哉、文字には如何様ニ書候哉、形者如何様に有之候哉、惣而大サ何程計有之もの ニ候哉、大抵を図にかゝせ置へく事、

一琉球者鎮西八郎為朝之子孫之由、由緒如何様なる事候哉之事、

一福建北京ニ而聖廟有之候哉之事、

一仏法共何宗を崇候哉之事、

一婦人女子之様子之事、図にかゝせ置へく事、

一父母之喪者三年を相勤候哉、又者仏法のことく七々の数ニ而候哉之事、

一福建者大形致見物候哉、福州の大サ何程計の様子ニ而候哉、城かまひ如何様成事候哉、城郭所々之門之様子如何様ニ有之候哉之事、

一琉球人之寿命すくれて長寿なるもの多有之候哉之事、

一琉球神道別ニ一通有之由、何を祖と致候哉之事、

附、茶の湯いたし候由、いつれの流儀を学候哉之事、

一医者本道・外科者唐ニ而学候哉、琉球ニ本よりその術有之候哉之事、

附、針医之事、

一沖縄島那覇湊者唐通融之湊ニ而候由、運天湊者薩州通融之湊ニ而候哉、国頭与申所茂同前ニ候哉之事、

一大琉球・小琉球者いつれの島をさして名つけ候哉之事

以上、

一首里地形四方より漸々与登候而城ニ入申候、城の入口三方ニ有之候、本筋者表坊（ヒョウハン）二ツ、門五ツ通候、城之構外者川行廻、其内ニ石垣二重ニ廻、又者塀楼等有之候、城之差渡一里程有之候、

一唐之使人之儀、先頃別紙書記申候、

一上表移之事、別紙書記申候、

一国ニ史編又者記載之物有之候而茂、当分御当地ニ者何そ右躰之物持来不申候、

一国中職名次第之事、

唐名特晋封禄大夫桂国
王子正一品　人数不定、当時一人、

諸司代幷王子依勲功此官位賜

唐名封禄大夫元侯
王子正一品　人数不定、当時四人有之、

唐名禄大夫進爵元侯
王子従一品　人数不定、当時四人、

按司依勲功王子号賜

唐名永禄大夫郡邑侯
按司従一品　人数不定、当時二十七人、

唐名隆徳大夫法正卿或加衡法司正卿
親方正二品　人数不定、当時四人、

三司官幷三司官位之人数、勲功或赤地金入五彩巾、紫地禄地五彩巾、或紫地浮織冠ヲ賜、

唐名秉憲大夫法司正卿
三司官親方正二品　定数三人、

天曹法司典禮正卿
内地曹法司司農正卿
人曹法司司元正卿

唐名隆勲大夫加衡法司正卿
親方従二品　人数不定、当時三人、

親方依勲三司官位賜、

唐名親奉大夫郡邑伯紫巾亜卿
親方従二品　人数不定、当時四拾七人、

唐名宣謁者耳目冠並度支官
親雲上正三品　定数六人、

唐名正議大夫
親雲上正三品　人数不定、当時十二人、

久米村人

唐名進顕大夫加衡謁者
親雲上正四品　人数不定、当時百人余、

唐名精繹大夫賛議官
親雲上正四品　人数八人定数、

唐名中議大夫
親雲上正四品　人数不定、当時十一人、

久米村人

唐名官侯大夫察侍紀官
親雲上従四品　人数五百人、定数不定、

唐名奉宣大夫遏闥理官
親雲上正五品　人数五人定数、

唐名供直大夫加衡遏闥理官
親雲上従五品　人数弐百人、

唐名承直郎儀衛使
親雲上従六品　拾弐人、

唐名承事郎
親雲上正七品　五百人余、

唐名従職郎
里之子筑登之　親雲上従七品　弐三千人茂可有之候、

唐名内使郎賛度内使
里之子正八品　弐拾四人、

唐名内使佐郎
里之子従八品　七八拾人、
唐名登仕郎点班使
筑登之正九品　九拾人、
唐名登使郎
筑登之従九品　千人余、

一国中名山水之事、風景よき所多有之候、唐人共褒美候境地茂御座候、

一物産之草木鳥獣之事、

三段花　仏桑花　竜眼木
赤木　黒木　榕（カツマル）
でご（大木ニ成 紅花有）　阿檀　福木
やらぶ　沢藤　月桔
風蘭　名護覧　あわ蘭
茉梨花　蘇鉄　まね
荔枝　棗　佛手柑
木蘭　夾竹桃

右之外者日本ニ有之候草木ニ而候、花実目ニ立不申草木ニ者為繁多可有之候、

海馬　綾鳩　三ふうつら

黒鶉（当時ハ不相見得）　こかる　　八重山蝙蝠

薬種之類軽物者有之候、

砂糖きひ有之、白黒共製法仕候、

一中華より渡候人参之事、

於中華人参国々ニ而作調候様ニ相見得候、製法致様不存候、北京福州ニ而用分者能人ニ頼少ツヽ買調申候、

北京より毎年暦領候次第之事、

北京より出候暦、中華一統ニ用候由承候、琉球江茂皇帝より憲書百一冊毎年賜之候、尤琉球ニ而茂暦編集仕候、

一財貨通用之事、日本ニ差而不相替候、

一国民産業、日本ニ不相替候、

一冠婚喪祭等幷継嗣之事、

初而冠着候時者城江登り、庭上ニ而国王江致拝礼候、王子・按司之子共江者国王より冠を領候、

婚礼太抵日本ニ不相替候、座席之作法者少々為相替事茂有之候、喪祭之事、国司之祭者於崇廟規式唐之儒法ニ致候、其外者儒仏之作法心次第ニ致候、直子無之者共同姓を以継嗣致候事、

一海外ニ隣国者無御座候、高砂者唐江之海路より近候得共、互ニ通融不致候、

一学文之致様之事、

往古より学校所を建置、学頭両人日々ニ出席シ而衆之学者を致指南仕、童子者八九歳之時より学校入、小学を初学ニ致候、其外国中之者者所々ニ師匠を求致学問候、且又学問ニ器量有者を国王より被申付致渡唐、福州又者北京ニ茂致在唐、学校所ニ入テ致学文候、当時茂福州之学校所ニ入置候者共有之候、

一茶湯之事、
喜安与申入境（堺）より以前ニ琉球江罷渡教申候而、于今不絶彼之茶道を用申候、喜安者利休直弟子之由、申伝候、
一文章詩歌等之事、
文章者和漢共用候、詩作を茂仕候、稀ニ者大和歌を読候者有之候得共、聞え兼申候、
一四時俗節等之次第之事、
日本諸節句之礼式之通用申候、冬至並元日・十五日者唐之規式之通重ク用申候、毎月朔日・十五日此両日者衣冠を改、礼儀有之候、
一此度之行列、急ニ者難調候、
一楽之歌、別紙ニ記申候、
惣而楽之数十二有之候、
一薬物之たね等、於唐相調可申哉事、
右躰之物、種子等自由ニ求候事難致候、唐之地より外国江出候物ニ者禁制之品多有之由候、惣而琉球人之買物者唐人ニ買渡候人を定置、買調申候故、琉球人心侭ニ買物等不罷成事、
一福建江致渡海候琉球船、唐船ニ少茂相違無之候、脱躰之琉球船者唐ニ茂日本に茂様子替り一通有之候、薩州江者稀ニ琉球船を差渡、大形薩州より相渡候日本船ニ而致通融候、附、船神菩薩を敬申候、
一霊なるへひ有之候、名をはふと申候、文字ニ者毒蛇与書申候、長サ五六尺程、尤小キ茂有之候、

一琉球使者福建北京ニ而聖廟拝礼仕候、
一琉球ニ茂聖廟有之、春秋之祭祀有之候、
一琉球国中之仏法者、禅宗・真言宗両宗計有之候、
一父母之喪者、如仏法七々の数を用申、五拾日過候而勤ニ者罷出候、内々者三年之間自分祝儀年中節句日互之礼儀無之候、遊興等之儀一切相止候而三年之間相慎候事、
一福建見物之事、
　於彼地見物禁制ニ者無之候得共、中山王より無益之徘徊法度ニ被申付、日帰り之外用所江茂不参候、
一福建省之大サ、人家之続たる差渡、日本道ニ〆四五里茂可有之与見及候、城之構外廻石垣ニ而候、石垣之高サ四五丈、

依所十丈計ニ相見得候所茂有之候、東西南方之三面者堀有之、城内江水通シ河船出入仕候、諸衙門茂城内ニ一構々有之、其衙門之内ニ参候ニ茂二重之門を罷通候、城之差渡一里計可有之与相見得候、門毎ニ櫓(楼)有之候、東西南北門、又水部門・湯門・井桜門、合七門有之候、

一琉人之寿命七八十歳ニ及者稀ニ有之、日本之人ニ相替事無之候、

一八幡宮　熊野権現社頭茂有之、弁財天を崇敬シ而如日本諸願を祈申候、外ニ神道与申候而者当分者無御座候、

一外科・本道医術之儀、古より琉球ニ茂有之候、尤薩州ニ罷渡致稽古者茂有之候、致渡唐稽古仕者当時者無之候、附、針医師当時者無之候、

一琉球官家之礼式四拝之礼興拝仕来候事、

一琉球那覇之湊より唐ニ茂日本ニ茂通融致事候、運天幷国頭与申所者薩州江之通融之湊ニ而候、

一大琉球・小琉球之事、

大琉球与申候者今之琉球国ニ而御座候、小琉球与者高砂之事ニ而候由、申伝有之候、

右、御問条之趣、壱人ニ而全覚候者無之候付而、上下余多之者ニ問集書記申候故相違之儀も間々可有之候、以上、

十二月

〔87〕

大清道光拾八年戊戌八月十二日

仲秋之宴ニ付　両勅使様御登

城之時、踊之次第

一番

神哥こねり　〔欠〕＊

同地　〔欠〕＊

〔欠〕＊

トクタントクタントクタンカウ△イトクタンカウ△イトクトク

タンカウ△○-○△△○△タンカウタンカウトクタンカウ△イトク

タンカウ△イトクトクタンカウ△○-○△△○△

入子踊之時哥

一　けふのほこらしやゝなをにきやかなたちる

〔欠〕＊は池宮正治氏の註記、以下同。

つほてをるはなの露きやたこと
一　九重のうちにつほて露まちゆす
うれしこときくのはなとやよる
一　けふのいからしやたかすいからしゆる
首里天かなしおよはすやこと

中イリコ　但　道入子同断

トクトクトクトクトクトクトクトクタンカウ△△（サアサア）タンカウ△（イ）
トクトトクトク△（イ）トクトトクトク△（イ）トク△（イ）タントク△（イ）タン
トクトクトクタンカウ△（イ）トクタンカウタン〇〇〇△

長イリコ　但　道入子同断

トクトクトクトクトクトクトクタンカウトクトクトクトクトクトク
トクタンカウ△△（サアサア）タントクタンカウ△（イ）トクトクトク
（タンカウ）（タン）

△イ
タシトク△イ
タシトクトク△イ
タシトクトク△イ
タシトクトクタンカウ
△イトクタンカウタン〇〇〇△

三ツ入子　但　道入子同断

トクタントク△イトクタントク△イトクタントク△イトク△イ
トク〇〇〇〇△トクタントクタントクタンカウ△イト
タタンカウタン〇〇〇△

一　東うち向て飛るあやはへる
　まつよまてはへるいやひもたさ
一　庭に照る御月ゑんにてりうつり
　さとしほらしおきもわ身にうつさ
一　石にやこのいしの大瀬なるきやても

おかけほさへめしやられ国世とゝめ

一　常磐なるまつのかわることないさめ
いつも春くれはいろとまさる

一　沈やきやらとめて花のものかたり
いつまてもあかね匂ひさらめ

一　蘭の匂こゝろ朝夕おめとめて
いつまても人のあかぬことに

一　按司そへか御船の渡中おし出れは
波は押そへてかせやまとも

一　おもてはなさかりともにすしひかち
按司そへか御船のはるかきよらさ

一　わかれよる袖に匂ひうつちたはられ
面影のたゝは伽にしやへら

一　けふや御行合をかていろ〳〵のあそひ
あちやゝ面影のたつよとめは

一　春にあやまれる紅葉はのにしき
雁のこゑきちと秋やしよる

一　御行合をかもときやほこらしやとあすか

わかれよる事よかねておめは
一　庭のまつかせに袖やさそはれて
すた〳〵とをかも十五夜御月
一　かにある御座敷に御側こそをかて
わとやれはわとひつてと見やへる
一　常盤なるまつのかわることないさめ
いつも春くれはいろとまさる

〔以下扇子おどり〕＊

一　あわぬ夜のつらさよ所におめなちやめ
うらめてもしのふ恋のならひや
一　恩納まつ下にきしのはいのたちゆす
こゑしのふまてのきしやないさめ
一　七重八重たてるませうちのはなも
匂うすまてのきしやないさめ
一　あわぬいたつらに戻る道すから
恩納たけ見れはしら雲のかゝる

〔護佐丸敵討、欠。以下、女笠おどり〕＊

恋しさやつめてみほしやはかり

〔執心鐘入、欠。以下、鞨鞁おどり〕＊

一　おまん人やそろてかめ願よしやへら
　　めくみある御代やもたひさかひ
一　かにある御座敷に御側寄て拝て
　　わとやれはわとひつてと見やへる

八番此時組躍札懸ル

忠士身替之巻

八重瀬の按司　小禄里之子　渡橋名のひや　宇地原里之子

国吉之子　宮里筑登之　きやうちやこ持　護得久し

門番　本部し　外間の子　高宮城し

玉村の按司　里川のひや嫡子亀千代

大村里之子　粟国真三良

弟金松　池城樽金　母　本部し

波平大主　浜元親雲上　平安名大主　東風平里之子

吉田之子　奥武里親雲上　森川之子　盛嶋里主

崎枝のひや　上地里之子親雲上　部屋下こおり　幸地里之子

金之麼持　幸地真牛　きやうちやこ持　喜舎場

着付、八重瀬の按司、髪錦の入道頭巾、緞子衣裳、羅陣羽織、刀差、大団持、足袋。渡橋名のひや、国吉の子、髪黒縮緬入道頭巾、黒さや袷衣裳、刀差、脚絆足袋。きやうちやこ持、髪かもる、黒さや袷衣裳、脚はん足袋。若按司、髪半向頭巾、金花幷金銀水引差、紕繻子衣裳、裏紕さや、紕紗綾足袋、但、中入より黒繻子入頭巾、甲胸当、羅陣羽織、錦ニ而脚絆、長刀持。亀千代、金松、髪半向頭巾、作花幷金銀水引差、紕縮めん裏紕さや衣裳、脚はん、紕さや足袋。亀千代、笠刀持出ル。但、亀千代中入よりあみ笠かつき刀差杖持出ル。敵討相済、若按司対面之時はかつら髪也。母、垂髪、紫長巾、琉縫薄衣裳、紕さや足袋。波平大主、髪黒繻子入道頭巾、あみ笠かつき、黒さや袷

衣裳、繻子廣袖、羽織、刀差、脚はん、足袋、杖つく。平安名、黒さや袷衣裳、繻子廣袖、羽織、脚絆、足袋。崎枝のひや、森川の子、吉田之子、支度、八重瀬の按司供同断。

〔以下、忠士身替之巻、欠〕＊

一　今日の誇らしやゝ猶にきやなたてる
　つほてをるはなの露きやたこと

〔右、忠士身替之巻の最後一首、つづく九番唐棒、欠。以下十番まりをどり。ただ配役・着付、欠〕＊

哥松本ぶし

一　獅子やまり列てをとりはねあそひ
　わ身やあしそへよをかてあそは

一　御万人や揃ておとろはねあそひ
　獅子やまりつれてをとりあそひ
　獅子舞かね鞁拍子にて出る

哥かきやてうふし老人老婦扇子踊

〔以下重陽宴の番組。老人老女、はじめのところ、欠〕＊

一　今日のほこらしやゝなをにきやなたてる
　　苔ておるはなの露きやたこと

〔二番若笠衆笠躍〕＊

一　おし列て互にはなの本しのて　袖に
　　匂うつちなかめやひあそはいつもはなやさかり

哥港原ふし　笠はっし笠持踊

一　霞立山の梅のはなさかり風にさそはれる
　　匂のしほらしや

一　初春になれは深山鶯のさくむめに
　　来なくこゑのしほらしや

高はなれふし　右同

一　笠に音ないらぬ降る春雨や
　　野山たちかくす霞ともて

哥立雲ふし　橋掛江入ル

一　夢やちやうん見たぬ百かほのつちやす
　　あのまつと川のゆへとやよる

一　百かほのあれはあのはつと川や

〔以下銘苅子、欠。左は最後の二首〕＊

むかしくり戻ち見ほしやはかり

四番　此時組躍札取ル

団躍　拍子木打候得者琴三味線哥踊出ル
中躍之時一並ニ立

豊平し　小禄里之子
豊見城里之子

着付、垂髪、紫長巾、作花幷金銀水引、のし紙差、琉縫薄衣裳、紕紗綾足袋。

哥瓦屋ふし

一　夏や山河のなかれ水たよて
　おしつれて互にすたてあそは

哥つくたいんふし

一　手に馴しあふきの風のないぬあれは
　いきやしわすれよか夏のあつさ

一　日もくれていきゆひてかよ立戻ら
　あちやらおし列て出てあそは

哥うきとまひふし　北表の幕より出ル

一　朝夕かにくれしやおめなひとわ身や
　夢の間のうち世くらしかねて

一　あはれしれめしやうれおめなひとわ身や
　侍のなし子、侍のすて子、父親にすてられて、
　ひちゆひをる母の口かすきならぬ、
　大原にいきやい、稲落穂拾て、粟落穂ひろて、
　しにゆる命すくて、しにゆる命つきやひ、
　今日きやてや暮ち、けふきやてやをすか、
　あちやも又しらぬ、此の世界の習や、
　のかすとくかにやる、わたひくれしや、
　やあ思なひよ、けふも押列て、大原にいきやい、
　稲落穂拾ひ、粟落はとらに

女子ことハ

一　てよ〳〵、列て大原にいきやい、稲落ほ拾ひ、
　粟落ほとらに、

〔五番まりおどり、欠。以下孝行の巻〕＊

男子ことハ
一　神の引合に、けふ列てきちやん、
　かほもの目の前に、あるか嬉しや
女子ことハ
一　いきやる事あとて肝ほこひしゆよか
　目の前にある嬉しや、わぬにかたり

哥辺野喜ふし
一　波のこゑもとまり風の馨もとまり
　たをと按司かなしをかてすてら
一　あそひほしやあてもまとにあそはれめ
　しゆよひ天かなし御祝やこと

三人道行仲間ふし
一　あたら人間に生れやいをすか安〳〵と
　くらす隙もないらぬ

〔以下孝行の巻、欠。以下七番麾おどり〕＊

〔以下八番大川敵討〕＊

乙樽ことハ
一　のゝ罪のあたか難面や三人
母ことハ
一　あけやうしのはらぬこゝろくら闇
三人道行なかんかりふし
一　行迷ひ〳〵
乙樽ことハ
一　いく先やしらぬ野山さくひらん
なかんかりふし
一　たゝあしにまから
乙樽ことハ
一　かゝる方ないらぬ行衛しら玉の
母ことハ
一　露なたやあられ雪も降まさて
一　冬の山嵐やあし本もつまて肝もきもならぬ
　あけやういきやなよか
一　高札の表、心付見れハ頃日のことにむろけてる〔池に〕＊

〔以下孝行の巻〕＊

大蛇てるものゝ、風のねよ起ち、御万人のまきり、
かつ死に及ひ、心よるものや、肝のあるものや、
御主かなし御為、御萬人の為に、いのりおしやけらは、
命ち捨よらは、蛇のいきゝなしやい、
なし親やたによ、引はらぢきやても、御助のあんて、
高札のあもの、やあ思なひよ、生らぬ生れ、しちをらすよりや、
とてもわかいのち、蛇のいしきなやひ、
母と思なひやたすけほしやの

女子ことハ
一　あにやる事あれハ、誇らしやとあよる、
わか望叶て、わか望遂て、
やあ思けいよ、をもてやくたゝぬ、女わないやれは、
首里御為ならに、母の為ならに、
おめけいや残て、朝夕肝尽ち、
ひちゆいをる母に、孝の道つくす

男子ことハ
一　思なひやいへも年児にやれは、残て母親のたすけなよん

女子言葉

一　先咲るはなやさきとまたちりる。おとゝ先なしゆる道のあるひ

男ことハ

一　無常の此世界に跡先のあるひ。花に吹嵐ときやしらね

女ことハ

一　姉のいふる言葉与所になすやらは、迚もわかいのちすてゝ見せら

男のことハ

一　もの迷ひしちやめ。肝ふれてをよめ

　母とわぬすてゝまかいいきゆる

女ことハ

一　いたつらに命、捨はしやゝないらね、わかことハ与所になしゆんちやこと

男ことハ

一　いきやし暮しゆよか、跡にわない残て、

　思なひか事よ朝夕おもて

女ことハ

一　やあ思けいよ、あまりとくなくな

　互に母親の、為に思立る事とやよる

　かにあるうきくれしや、たかしちやることか

　すてゝ先なたる父の浦めしや

一　男　思なひよ別れ、あちやからや母の、恨ことあらは、わぬやきやしゆか

一　女　互になき暮ち与所あらはきやしゆか
いへも片時も急ちほしやの
やあおめけいよ、後生の旅たいもの、母ひと目拝て、
心やす〳〵と、わかれほしやの

一　男　若か母親のしらは此からに、おもていたつらに
ならハきやしゆる

一　女　やあ思けいよ、おめつちやることの、
わ身にまたあよん
大海におれて、をしほ汲かてやり、
母や色ゝに、口めくりかたら

一　男　物思は色にあらはれるうき世、
油断すな互に、物よおめつめて

女子

一　やあ母親よ。〳〵。けふや雨はれて、
　波もまたないらぬ。大海にいきやい潮はな汲な

哥仲間ふし

一　浪あらさあらは、風あらさあらは、
　いきやしおめ暮ちわぬや待よか

女

一　やあ母親よ、けふや雨晴て波もまたないらぬ。
　大海にいきやいしほはな汲に

母のことハ　立なから唱ふ

一　いきやしかなこないた、夢しけさあもの、
　ものめつめしちゆて、潮花汲に
　のかす思わらへ、ものめつらしちゆる、
　けふやおめとまて、側にをれよ

女子

一　やあ母親よ、いきやしかなけふや、過し父親の俤まさて、わすれくれしや

母ことハ

一　わぬもまた今日やうらきらしやあもの、
　物めつめしちゆてしほ花汲よ

女子
一　やあ思けいよ、母もわないをかて、残ることないらぬ
　あちやからや肝に、物めつめしちゆて、
　遊ひほれするな、としむつれするな

男
一　思なひかをてと、あそひほれしゆたる。
　あちやかるや母の側にをらに
　やあ思なひ。母の為てやり〔欠〕＊

女
一　いをち立戻れ、思けいかなみた、袖に貫留て、別れくれしや。
　やあ思けいよ。急ち立戻れ。〳〵

哥本伊平屋ふし
一　すてるわかいのち　男一いきよめ思なひよ　女一やあおめけいよ　露程もおまぬ、
　あちやゝ母親の鳴らとめは

女
一　やあ〳〵、高札の表細々にをかて、蛇のいしきなひか、わぬやきちやん。

頭取こと葉
一　呼啼、御萬人とたから、御万人とこかね、御主加那〔志〕御為、
御万人の為に、あたらしかいのち、露程もおまぬ
蛇のいきしきないか、きちめわらへ

女
一　捨る我かいのち、露程ほともおまぬ。はゝと思けいや、
すくてたほられ

頭取ことハ
一　母と思けいや気遣はしするな。やかて御素立の、
あらんしゆもの、たう〳〵、先いやうれ。〳〵

仝
一　上地時之大屋子、てやうれ、〳〵

同人
一　花にまきれよる童年すかた、いきやし列いきいゆる袖のなみた

時の大屋子ことハ
一　いきやし列いきゆるわぬもなみた

哥ひやしやうふし
一　後生の長旅やいきほしやゝないらぬ。母の為やてとほこていきゆる

時の大屋ことハ
一　たう〳〵わらへ、祭ときなたん、かほ時のなたん。いそち立のほり、御祭よすらに

頭取
一　思きりよわらへ。肝いきやさあても、さたまたることの、にやよしまれめ

女子ことハ
一　親の為ともて、すてるわかいのち、のたいつゆほともおしさおもふか
一　けふのよかる日に、けふのまさる日に、
　わぬのときわぬのしれの、
　御祭よしゆもの、御たかへよしゆもの、
　此童ゑてほこれ、このわらへとてほこて、
　おもちやらや、またからや、
　風のわさするな、雨のわさするな、
　あゝとうと、〳〵

附、此時蛇狂ひ出仕舞有時に、天より星下り四つにわり、童のすかたあらはれ、手に孝感滅蛇といふ四字の旗を揮り、あらはれ給へハ、忽ち蛇体皮肉分散して滅す、但、南表ノ幕弐枚目裂き出ル。

頭取ことハ
一　呼啼、天道も近き、神もあるものよ、〳〵、〳〵

時の大屋子

一　あゝ天道も近さ、時もあるものたやへる

女

一　誠あるこゝろわかもちやひをれは、神の御助けのあるか嬉しや

頭取言葉

一　おれよ〳〵、親麁相におまぬ、こゝろあてからや、かにやる百かほの、目の前にあよん。たう〳〵、わらへ。
　共におし列て、此事や戻て、御主加那志天に、みおよんみゆけてからや、肝ほこひめしやうち、やかて御助けの、
　あらんしゆもの

母ことハ

一　やあ亀千代、与所のいふる言葉、けふとわないきちやる
　さかしよもわらへ、さかし事たくて、ひちゆひをる母に、
　わ肝つまち

男

一　思なひか事やとめで留ならぬ。母の為てやり命よすてし

母

一　なし子先なしやい、朝夕ものおまち、親の為てすや無理やあらね。
　かにやることあすか、ひちゆひをる母に、
　のやり百かくし、かくちあたか、
　思はまたくれしや、さかしももわらへ、

かにやる事あてわ列つまち。
畜生うまれため、ひちゆひをるあねの、
露の身のいのち、とたるわらへ。
いちもいかつらに、しちやる事たいもの、むろけてる池に、とまいつきや共に、
蛇いしきないか、いかんしゆもの

頭取
一　これきちやめ人のきや、是見ちやめわらへ。
神佛てすも、外に又あるひ。
是と神やよる、そろて拝め。
御肝ある御主の、おへすことおかて、
思わらへ列て誇ていきゆる。
やあ、あれよ。〳〵。親子列ものゝ道障りしゆよん、道障りなよん

女子
一　やあ母親よ

母こと葉
一　玉金ちゆひ子、いきちをため

哥東江ふし
一　あけ、いきちをため

一　やあなし子。物迷ひしちやめ。かにやる事しちやち、
　ひちゆひをるはゝに、ものよおまち

女子
一　母のうきくれしや、忍でしのはらぬ。わ身に引変て、
　助けほしやの

母こと葉
一　ひちゆひをる母に朝夕物思まち、親の為てすや、
　無理やあらね

男子
一　やあ思なひよ。いきやる事あたうて、いきちきちやか

女子
一　やあ母親よ。やあ思けいよ。大蛇てるものゝ水のはなさかち、
　火はな吹きちらち、飛付る内に、天の雲さかて、
　空にもの音の、あんとめは頓て、御神あらわれて、
　おこと葉のあれ、みすゝりのあれは、
　火花吹き大蛇もゝかゝみかゝて、雲になてうせて、
　雨になてうせて、露の我か命や、すくてきちやる

頭取

一　互の謂言葉や、いやはいつきやても、とう〳〵百かほの目の前にあもの

母こと葉

一　百かほのあすや、いきやる事やよか。

一　母も思けいも、思なひも揃て、肝留て拝め、肝そろて拝め、
御主か那志御言葉に、此わらへ肝や、
天にさししれて、たゝならぬ事よ。まゝならぬことよ。
天のさししるめ、神の引合そよ、
御主加那志御子、思けいと思なひ、又思わらへてすも、
思けいとおめなひと、としやいと、にやいとやれは、
思けいやちゆつゞむことらに。思なひやちゆつゞ嫁とらに。
けふ明る三十日、よかる日撰やれは、御祝事めしやいる、御言葉のあもの、
波のこゑもとまれ。風の馨もとまれ。
母も思けいも、思なひもそろて、肝留てをかめ。きもそろて拝め。

母こと八

一　かにやいる百かほや、夢やちやも見たぬ
わとやれはわとひ、つてと見やへる
やあなし子、百かほのあれはよくとおもぢやしゆる
捨て先なたる父の浦めしや

頭取

一　わすたきやてけふうや、誇しやとあよる。
　とても押列て、押祝ことはしめ、躍て立戻ら。ほこて立戻ら

哥屋慶名ふし

一　親の為しちやる肝のあたならぬ。
　神の御助のあるか嬉しや

一　今日の誇らしやゝ猶にかなたてる、
　苔てをるはなの露きやたこと

七番

麾おとり　　拍子木打候得者笛席にて橋懸迄出、琴・三味線瀧落ニ而踊出ル

幸地　　勝連真市

安里里之子

着付、髪半向頭巾、金花幷金銀水引差、板〆縮緬裏紕さや衣裳、錦之引羽織紕さや足袋、赤白青紺四色之麾ニ宛腰ニ差出ル、

歌辺野喜ふし

一　波のこゑもとまり風の馨もとまり、

たをと按司かなしをかてすてら

□□□□

一　あそひほしやあてもまとにあそはれめ、
　しゆよひ天かなし御祝やこと

〔以下、大川敵討〕＊

三人出羽さん山ふし

一　誠かや実か、わ肝ほれ〳〵と、ね覚驚のゆめのこゝち

〔欠〕＊

三人道行仲間ふし

一　あたら人間に生れやいをすか、安〳〵とくらす隙もないらぬ

乙樽ことハ

一　のゝ罪のあたか、難面や三人

母ことハ

一　あけやうしのはしぬ、こゝろくら闇に

三人道行なかんかりふし

一　行迷ひ〳〵

乙樽ことハ

一　いく先やしらぬ、野山さくひらん

なかんかりふし
一　たゝあしにまかち

母ことハ
一　露なたやあられ、雪も降まさて

子持ふし
一　冬の山嵐やあし本もつまて、肝もきもならぬ、あけやういきやなよか

乙樽
一　御気張よめしやうれ、頓て夜も明る

母
一　肝おすていきゆん、しはしやすま

乙樽
一　やあ、あや前よ、〳〵

母
一　肝もきもならぬ、しばし休ま。

村原ことハ
一　やあ〳〵かにやる雪降に、こかと山道に、

〔欠〕　＊

〔欠〕　＊

いきやしちやる事か二人のものや

乙樽
一　首里からとやすか旅の上の習や

村原
一　やあ母親、やあ乙樽
一　やあ村原、按司そへとともになる筈のものゝ、
主の恩忘ひ、孝の道しらぬ、
のゝつらのあとてとまひてきちやか
浅ましや村原、命のあたらしやひ。
とち子の情け、しのはらむあため

〔欠〕＊

母ことハ
一　なまのことやれは誇らしやとあよる。
肝にきも添て念のいりよ

〔欠〕＊

村原
一　思子為てやり女身は独ひ、敵の手にやらす事やならぬ

乙樽

一　女またやても、男又やても、思子の為にきもや□□□

村原
一　肝の上の事やおの筈とやすか、
　気にまかち済め、義理のならひ

乙樽
一　義理の道てすも、君親の為に、肝尽外の、
　事やなひさめ

〔欠〕＊

乙樽
一　人の願事の、あたにまたなよめ、
　こゝろ安す〳〵と、御待ちめしやうれ

乙樽
一　我胸に留て、我肝に染て、
　仰す事侭に、念のいらに

〔欠〕＊

村原
一　若か事洩て、ならぬおの涯や、別に計らとる手段又あもの。
　後らぬことに巧てをる次第、親子此三人かくれとる段、

一々細々白状よすれ。あゝ繰返す〳〵又事をやすか、
互に面目やうしなわぬ事に、思子引取よる要め所、
ゑひ、能々分別題目どやよる。やあ乙樽。やこたゝぬ我身のとじなたる因果、
あゝ口惜や

乙樽
一　たとひ事洩て生殺しされてたい、
思子為やれは、残る事ないらぬ。
心安す〳〵と極楽とやよる

村原
一　あゝ、言る事よ聞は、肝にひし〳〵と、
むかし物語聞ゆることに、世の中の手本、沙汰と残る

乙樽
一　此子乙松や、御素立よめしやうち、
人なよることに、計やひたほうれ

村原
一　念遣するな、おの素立しゆもの、
すと子の事や気遣するな

乙

一　やああや前に、頓て我か思子、をかてこんしゆもの、
　肝願よしちをて、御待めやられ

母ことハ
一　義理の道やれハ、留てとめららん

乙
一　よそしれてからや大事あらぬしゆもの、
　急ち立戻て待ひいまうれ

伊野波ふし
一　のかすとこかにやる夢の世界や

乙樽
一　胸に物おめハ、あゆも道程も、
　覚らすにつきやさ、本の城

乙
一　覚らすに谷茶、城元につちゆん。
　ものめつめしちをて案内よすらに。
　やあ〳〵、御取次頼ま、物しられしやへら

門番ことハ

〔欠〕＊

一　はあ、不作法〳〵。内原にいきやい御取次しやうれ

〔欠〕＊

仝

一　はあ言る事よ聞ハ、無蔵なもの、
たう〳〵むまに待ひをれよ、〳〵

門番

一　拝れよめしゆん、ありに居ゆうれ

谷茶ことハ

一やあ〳〵、大川のなし子、乳母てる女、
きやあれハ済か、考てみゆうれ

〔欠〕＊

石川

一　拝留やへて、やあよしれとる女、出す、〳〵

下郡言葉

一　さあ〳〵、御前寄て拝め、御側よて拝め

同人

一　たう〳〵むまに居ゆうれ、〳〵

〔欠〕＊

満納ことハ
一　はあ、好てこのまらぬ、天運の廻ひ、勘違するな、〳〵。

〔欠〕＊

仝
一　いや〳〵、村原のひやにならぬものをらぬ、巧てをることや
　いか程かやよら、おかとしかすまぬ。女はらへ

石川
一　我々の一事、はからやをれは、
　按司や百事の御計あよん

〔欠〕＊

乙樽
一　按司もわないすかぬ、楽も又すかぬ、わすたつれやても、
　女身の習の義理曲てなれる、道のあよめ

谷茶
一　いや〳〵、なるのこと愚痴にかたまとるむさや、
　素立ひもならぬ、いそち戻やうれ

乙樽
一　こまかゝて命や、継なれハ死め、物乞になても命や継ん。

たう〳〵、免ち給ふれ

谷茶
一　いや〳〵

乙樽
一　義理と按司やゆる、無理な事めしやうな

谷茶
一　いや此按司の言葉、きかならハそなた、
一刀に命ちつふちとらさ

一　殺しゆらハ殺す、おとろしやゝないらぬ。
生々と命の、死も死れらぬ。
恥もふり捨て此なひになとる、
露程の命惜む事なひらぬ。
仕合とやゆる、殺す。〳〵

谷茶
一　はあ、おれ是もよたしや、いつまても待ん。いやれる事済む。
よたしや。〳〵

乙

〔欠〕＊

一　あゝたうと。御情の光り照りまさひ〳〵、
百年いつまても、をかてすてやへら

〔欠〕＊

村原
一　やあ〳〵。乙樽か兼て内通のことに、
かたき討とるよる御運廻り来て、
けふのよかる日に立よ出ら

原国兄弟ことハ
一　こつきやうな時節、おこれてや済ぬ。
片時も急ち、御供しやへら

〔欠〕＊

乙樽
一　おそかせもすたしや、風まやとともに、
おし列て互に遊ぶ嬉しや

乙
一　思子取戻ち透間はからやひ、出入の人にまちり出る

鬼瀬の大屋子ことハ
一　鬼瀬たやへる、御供しへら

谷茶
一　あゝさても〳〵。やあ石川のひや。〳〵

石川
一　ふう

谷茶ことハ
一　大川のなし子、盗取て逃る、
　急ち追付てうはひとらに。
　さあ〳〵、急け、〳〵

石川
一　やあ〳〵。大川のなし子、盗取てにける、
　急ち立出て、御供しやうれ

谷茶
一　いや、供列もいらぬ。いそけ、〳〵

同人こと葉
一　あれよ。〳〵。恩義忘却し、情切やから

乙

〔欠〕＊

一　やあ〳〵、村原よ始原国かなし子、
おめ子御迎に忍てきちをよん。
此間の恩に告る事たいもの。
急ち立戻ていのちとるな

乙
一　いや仕合とやよる、村原もともに。
よそよらハよすれ、切果ちとらさ

村原
一　やあ谷茶、慾悪の報ひ武運尽ち果て。
村原か前に廻てきちやめ

仝
一　いやのがすまひ

原国兄弟ことハ
一　やあ、谷茶。原国兄弟か待受てをたす、しつちをため

谷茶
一　いや、一つかのんたらぬ、すいさんなわらへ

原国兄弟
一　ひやあやひ

村原ことハ
一　谷茶あまやゝ原国兄弟か打とやへたん

村原ことハ
一　兄弟の手柄、ならふものをらぬ

瀬底下こおりことハ
一　残て壱る人数降参たやへる

村原
一　神妙なこと。〳〵

若按司ことハ
一　やあ村原よ

村原
一　やあ、思子

東江ふし
一　あゝけ夢かやよら

村原
一　あゝ拝てなく事や、夢かやゝへいら。
　過し按司そへも嬉しやめしやいら

〔欠〕＊

仝

一　あゝ、思子も拝て、敵も討すまち、
　かにあるほこらしやゝ、物に立らゝぬ。
　たう〳〵。本の御城に美御遣拝みやへら

若按司

一　嬉しさや互に躍て戻ら

一　嬉しさや躍羽御供しやへら

哥しゆらひふし

一　御代継よめしやうち、本の御城に、
　御懸ほさいめしやうれ、玉の思子

九番　　此時組躍札取ル

天川おとり　拍子木打候得者哥三味せん手毎ニ而出ル

末吉　　国頭し

豊平し　　小禄里之子

着付、髪垂髪、紫長巾、作花幷金銀水引、熨斗紙差、琉縫薄衣裳、紕さや足袋、

あま川ふし

一　天川の地に遊ふうしとりの、
　おもひ羽のちきり与所やしらぬ

仲順ふし
一　わかれても互に御縁あてからや、
　糸に貫く花のちりてのちゆめ

〔欠、以下大城崩〕＊

供ことハ
一　疑やないらぬ。萩堂大城二ケ村のうちからや、
　さかし出しやへん

哥いきんたうふし
一　風車やとれハ風列てめくる
　わぬやとしとまいて遊ひほしやの

金松ことハ
一　よつ〳〵。〳〵

乳母ことハ
一　やあ思子。急ち人めしやうれ。大道に出ちて、
　なまのことめしやうち、与所のめにかゝらときや。
　いきやか又めしいら

外間の子言ハ

一　やあ供のきや。あの童二人や肝ふしきてやいもの。
　行すりのこと出て、道の人に、宿主の名字、
　尋やいきゆうれ

供のことハ

一　拝留やへて

哥伊計はなれふし

一　勝連の嶋や通ひほしやあすか、
　わにやましやうの潮の、けやひあくて

一　やあ草切よ。あの宿の主やいきやしちやる人か

草切のことハ

一　この村の頭取、とまりのひや宿たやへる

一　又頃日、首里方の人の宿かやいをんていふすが、
　聞ほしやよあもの、語てくれよ

草切ことハ

一　宿人や女わらへ、三四人たやへる

供ことハ

一　よか人か。百姓か

草切ことハ
一　百姓やあへらぬ。よか人のことゝあやへいる。
　先通やへら

供ことハ
一　問尋やいきやあへたん。此村の頭取泊のひや宿たやへる。
　又宿人や女わらへ三四人、よか人とやるてやり、草きりのいやへん

〔外間の子〕
一　あゝ思たことかなて、ゑことやきちやん。
　大里のかんた、しのてかくれとす、疑やないらぬ。
　とう〳〵、屋敷取囲て、ふみ入やい、たゝくむせめてきやうれ

供ことハ
一　おふ。いや、ぬかさぬ

虎千代ことハ
一　あいつ〳〵

供
一　いやぬかさぬ

金松ことハ
一　あいつ〳〵

乳母ことハ
一　やあ〳〵、いちやることやとて、今のことめしやいか

供ことハ
一　いや推参なといふな。急ち立ぬけよ

をなちやらことハ
一　あけら玉金

金松ことハ
一　やあ母親よ。あちやからややき前と二人、
　風車もゑやへらぬ。いぬもゑやへらぬ。
　殿内から外や庭も出てみやへらぬ。
　ぬかすしまちしゆる、ゆるちたほうれ

乳母
一　あけやうあてなしの、おの科やあらぬ。
　やあおめ子、敵にとれられて、いきやかたいめしやいら

をなちやらことハ
一　やあ〳〵。のゝよしのあとて、なまのことめしやいか。
　罪科やないらぬ。ゆるちたほうれ

〔欠〕
＊

供言葉
一おう、いや、いそち立、〳〵

おなちやらことハ
一　やあ〳〵。なし子。ふやかれて、生ちをられよめ、
　わぬも諸共にしまて列てたほられ

供ことハ
一　いや、いらぬこといふな

虎千代ことハ
一　やあ母親よ。いつまて名残、頼て思きやい、
　なみた押ぬこて、内に入めしやうれ。やあ、あんまあよ。
　敵の手にかゝて、出立る涯に、たゝなきもすまぬ。
　頼て母親や内におんつかかすれよ

外間の子ことハ
一　やあ供のきや。いそち引立れ

供ことハ
一　おう。いそち立

哥伊野彼ふし
一　あけやう、神佛、あるものよやらハ、

哀このうき目、すくてたほうれ

外間の子ことハ
一　やあ〳〵。思子、大里のかんた、からめ出ちきゆあへたん

若按司ことハ
一　やあ、やかあ、からめ出ちちやめ

外間の子
一　おふ、先萩堂村なかい、しのひかくれやいをたす、
　からめ出ちきやあへたん

若按司ことハ
一　あゝ、出来た、〳〵。やあ、やかあ。けふや夜暮てをもの。
　よを格護しめておけ。あちやゝ馬大浜出ち、切すてゝくうに

外間の子
一　拝留やへて

子持ふし
一　あけやう玉金。情けないぬ武士の、
　百おとし威ち、いきゆらてやりとめハ、きももきもならぬ。
　わぬやこまをとて一人徒に、こかれ死なよりか、
　無常の世の中や稲妻の光、水の泡こゝろ、残る人ないさめ。

頓て消果る露の身よやれは、玉こかねとまて、一道なよん。

一　大里の按司の、をなちやらとやよる

玉金二人、敵にとれられて、つれてむちやうとめハ、

肝もきもならぬ。こまをとて一人こかれ死なよりか、

玉金追つきやい一道なよん。

やあ〳〵。原人よ。玉金子や此道かむちやら。此道やいかね。

のかす玉金行先もしらぬ

子持ふし

一　我謝と與那原の浜になく千鳥、きけハよくまさて、

二人の面かけのわか袖にすかて、はなちはなさらぬ。

住馴し城見たんてやりすれと、

夏雨かなみた、かきくもてめらぬ。

あゆまらぬ浜路、あとに立戻る。

足もひかれらぬ。きもくれていきゆん

乳母ことハ

一　やあ、をなちやらの前よ。

こまや場大浜、こまをてやすまぬ。

たう〳〵。いそち御立めしやうれ

おなちやこと葉
一　肝くれていきゆん。しはしやすま

若按司言葉
一　出様来る者や大城若按司。
按司そへか敵、大里のなし子、
場大濱出ち殺させかいきゆん

外間の子
一　はてんはまちやあへたん

若按司ことハ
一　やあ、やかあ。急ち切すてらすよ

外間の子
一　拝留やへて

おのちやらことハ
一　やあ〳〵。おのわちへ二人や、
のゝよしのあとて、いきやかめしやいら

外間の子
一　この二人や、大里のなし子。
大城若按司の敵かたきやとて、ゆるち置ならぬ。

殺ちすてらしゆん

をなちやらことハ
一　やあ〳〵。大里の按司や、
いきやしちやる科に、殺されていまいか

外間の子
一　大城世の按司、殺ちある科に、殺されていまいん

おなちやちことハ
一　ひところちあるむくひ、また殺されてをれわ、
のよて罪つくち、なし子迄殺す

外間の子
一　いや〳〵。推参なことといふな。急ち立ぬけ

をなちやらことハ
一　やあ〳〵。わぬや大里の按司の、をなちやらとやよる。
わか按司やころちやれハ、敵討やすたん。
のゝ罪もないらぬわらへあてすたん、
のゝ罪もないらぬわらへあてなしに、
いらぬつみかけてころさせよめしやいか。
慈悲よ御情に助けやひたほられ

外間の子
一　やあ〳〵。きはまとることの、しのきしのかれめ。
　たう〳〵。急ち戻ていまられ

をなちやら
一　やあ〳〵。願て自由ならぬことよまたやらハ、
　この母のくれしやあはれしれめしやうち、
　しめて兄子やゆるちたほうれ

外間の子
一　やあ思子、をなちやらの御願、なまのことやれハ、
　二人共にころしゆすや、しのはらぬあやへもの、
　弟里子やなま童やれは、母添て津堅嶋に御流しよめしやうち、
　肝時も急ち兄思子ころしやへら

おなちやらことハ
一　やあ〳〵。願のことひちゆひ御助のあらハ、
　是非共に兄子や、ゆるちたほうれ

外間の子
一　いや〳〵。殺しゆらハとても、
　兄思子殺ち、弟思子や残ちおきやへら

若按司ことハ
一　たう〳〵。いふることに急ち、兄子よ殺す

をなちやら
一　やあ〳〵。此涯よやれハ、のゝ御はつかしやか。かくちをてすまぬ。
いやな又なよめ。あの兄子虎千代や、まゝ子とやよる。
あれか母親や草葉の露と消果て、この世にやをらぬ。みなし子とやよる。
弟子金松や直子とやよる。
肝親や残てをれハ、弟子殺ち慈悲よ兄子や生てたほうれ

若按司
一　謂言葉の色に義理情含て、
聞る袖まても匂ひのしほらしや

外間の子
一　めしやいること。聞る袖まても露のしけさ

若按司
一　やあ供のちや。いそち虎子代金、縄よ解ゆるす。
やあ、やかあ、をなちやらの御志なまのことやれは、
虎千代ゆるち金松金やころす

虎千代ことハ

一　やあ母親よ。わぬや年月のかしらくためてと、さきや生れたる。
　弟さきなしゆめ。金松や生て、わぬころちたほうれ

をなちやらこと八

一　やあ虎千代よ。跡先となよるわぬも後生いかハ、
　按司そへと母親に面うち向て、いこと葉のないらぬ。
　今のことてやいもの。頼て玉金。義理よ聞留り。
　やあ金松よ。まゝ子よてやいんす、わぬやにくまねは、
　のよて直子よにくさてやい思ぬ、義理の重さあて、
　なまのことて（此所本書虫付テ不知）肝に思染て、母ようらめるな。
　ま（此所本書虫付テ不知）後生あらは、過し按司そへと、虎千代か母をかて、
　みすくおんみゆけれよ

金松言葉

一　やあ母親よ。此事や肝に思染てをもの。
　後生いかはなまのやうおんみゆけやへらに

若按司

一　やあ、やかあ。あの二人とわぬや、
　互に敵かたきやても、をなしやらの御志、
　なまのことやれハ、ゆるし置あても、気遣やないらぬ。

たう〳〵。二人共にゆるちやらす

外間の子

一　拝留やへて。やあ、をなちやらの前に、
御志若按司や感しやい、二人共に御助よめしやいん。
たう〳〵。おし列て御戻よめしやうれ

をなちやら

一　やあ若按司よ。けふの御恩とうとさや、
長濱の真砂、よみやつくすとも、
いことハに出ちいちやつくさらぬ。
若按司の十百歳の願や、朝夕胸内に願てをらに。
やあなし子。けふからの先やてきかたちともな。
行末衛よしやおとしすれよ

虎千代

一　此御恩とうとさやいつし忘れよか。
互に行末衛や、御としすりよ

若按司

一　やあ虎千代金。やあ金松金よ。
互に敵かたきとやおもな。としにすらに。

たう〳〵。け日や誇らしやの、出し列て互に躍てわから

虎千代

一　たう〳〵。おし列て踊てわかやへら

哥あけじんにやこふし

一　けふのほこらしやゝ木草いろかわて、

旱しゆるころの雨ちやたこと

十一番

唐棒　拍子木打候得者太鼓とら拍子ニ而出ル

宮平里之子親雲上　西平里之子親雲上

宮城筑登之　本村里之子親雲上

国頭里之子親雲上　喜友名里之子

着付仲秋之宴同断、

右仲秋宴幷重陽宴之時、躍番組人数書、着付如斯御座候、以上、

大清道光十九年己亥七月

躍奉行

名護里之子親雲上

武村親雲上

宇地原親方

羽地按司